

平成25年12月11日

第9回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

塩竈市議会事務局

第9回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

平成25年12月11日（金曜日）午前10時開会

---

出席委員（16名）

委員長	志賀勝利君	
副委員長	鎌田礼二君	
委員	浅野敏江君	小野幸男君
	田中徳寿君	香取嗣雄君
	阿部かほる君	西村勝男君
	菊地進君	志子田吉晃君
	伊藤栄一君	佐藤英治君
	高橋卓也君	小野絹子君
	伊勢由典君	曾我ミヨ君

---

欠席委員（1名）

嶺岸淳一君

---

説明のため出席した職員

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
震災復興推進局長 兼政策調整監	伊藤喜昭君	市民総務部長	佐藤雄一君
健康福祉部長	神谷統君	産業環境部長	小山浩幸君
建設部長	鈴木正彦君	震災復興推進局長 兼政策調整監	伊藤喜昭君
市民総務部次長 兼総務課長	佐藤信彦君	産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤修一君
建設部次長 兼下水道課長	千葉正君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐藤達也君
市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	赤間忠良君	市民総務部政策課長	阿部徳和君
市民総務部 財政課長	荒井敏明君	産業環境部 環境課長	菊池有司君

建設部 都市計画課長	佐藤寛之君	建設部 土木課長	川名信昭君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君	水道部長	福田文弘君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	佐藤勝美君

---

事務局出席職員氏名

事務局次長 兼議事調査係長	宇和野浩志君
事務局次長 兼議事調査係長	安藤英治君
議事調査係専門主査	斉藤隆君
議事調査係主査	西村光彦君

---

会議に付した事件

1. 東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況について

午前10時00分 開会

○志賀委員長 ただいまから、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会を開会いたします。

本日欠席の通告がありましたのは、嶺岸淳一委員の1名であります。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は、電源を切るようお願いいたします。また、事前に委員長にお申し出いただいた方以外の撮影及び録音については許可いたしませんので、ご協力をお願いいたします。

これより議事に入ります。

付議事件2 東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況についてを調査内容といたします。

当局より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。内形副市長。

○内形副市長 さきの委員会でご要求のございました島民給与の領収書につきましては、旧塩竈市災害復旧連絡協議会の事務局より提出がありましたので、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会資料（その7）といたしまして、12月9日にご配付させていただいているところでございます。

また、前回の委員会で質疑のございました野々島の被災建物等解体関係の附属資料につきましてもご説明させていただきたく、同じく資料（その7）の中に調製させていただいておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。

○志賀委員長 それでは、市当局より今回提出されました資料について説明をお願いいたします。小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 それでは、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会資料（その7）につきまして、説明をさせていただきたいと思っております。説明の都合上、一部前回11月27日開催の資料（その3）のほうも途中使わせていただきたいと思いますので、あらかじめお手元のほうにご用意いただければと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、（その7）の目次でございますとおり今回……、済みません。11月27日開催のは（その6）でございます。失礼いたしました。申しわけありません。

最初に、（その7）のほうでございますが、（その7）につきましてはただいま副市長から説明がありましたとおり、1つ目としましては浦戸諸島災害廃棄物仮置場管理業務委託に係る島民給与領収書ということでございまして、旧塩竈市災害復旧連絡協議会の事務局から提出されたものでございます。資料の3ページから、ずっと毎月ごとの領収書のコピーが106ペ

ページまでございます。こちらにつきましては、1ページのほうに月ごとのものを集計しました月別の集計表がございます。また、2ページとかそれぞれの月の頭に、月締めをしたような形の明細がございますので、ご確認をいただきたいと思います。

続いて、大きな2番目でございます。浦戸地区被災建物等解体・運搬支援業務委託関係附属資料でございますけれども、こちらの資料は具体的には107ページ以降になります。これは、さきの委員会にて提出をしておりました委員会資料の（その6）では、解体指示面積や実績精算面積の確認ができる資料がございませんでしたので、今回その根拠となる資料として提出をさせていただいたものでございます。

この107ページについて、まずご説明を申し上げます。このページのほうには、3つの表を記載してございます。1番上が（1）被災建物等解体・運搬支援事業委託「浦－000019号」の面積の集計表となっております。以下次のページの（6）まで、6つの各解体建物ごとの面積の一覧表ということで示させていただいております。107ページの（1）につきましては、この表にございますとおり受理番号「浦－000019号」のほか、その下の「本－000209」、そして一番下の「本－000097」まで、都合5件の解体ということで取りまとめしておりますけれども、解体前の指示数量としましては合計で790.3平方メートル、積算数量としましては912.9平方メートルとなっております。この解体面積をもとに他の作業項目の金額と合わせまして、支払額の右上のほうにございます861万7,350万円ということで算出をさせていただいております。

この処理の経緯につきましては、さきの委員会質疑の中で担当課長から説明いたしましたとおり、1件分の解体申請書類のものに周辺のものを含めました他の解体申請物件を合算して整理をさせていただいたということでございまして、これらにつきましては平成23年度の補助分の解体として実施する必要がございまして、被災された島民によりましては当時書類がなかなか整わないというケースもございましたので、出納閉鎖期間等に向けまして書類を整えて、整理がついたものから順次束ねて支出するというようなことでこういった取り扱いになっておりましたので、一部中には他の島のもの等も含まれていたというようなことで整理させていただいているものでございます。

恐れ入りますが、先ほど申し上げました（その6）のほうの資料のほうもごらんいただきたいと思います。この6のほうで、16ページのほうを今度お開きいただきたいと思います。16ページでございます。

こちらのページは、先ほどの資料（その7）の107ページの（1）でご説明をいたしましたものと対応をするものでございまして、「浦-000019」の精算設計数量表でございます。一番上の行から2行目になりますけれども、建物解体の木造分の延べ面積ということで数量が2段書きで記載されておりました、上段が解体指示時の面積として790.3平方メートル、下段が精算設計時の面積の912.9平方メートルとなっております、これが先ほどご説明をいたしました本日配った107ページの集計表というものと対をなしているという内容になってございます。

なお、本日配付いたしました107ページ以降、109ページから最後のページまでは、それぞれ島民の方々からの解体依頼書と解体建物の面積がわかる図面として添付をさせていただいておりますので、ご参照いただければと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○志賀委員長 これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。ご発言のお一人の持ち時間は、答弁を含めておおむね30分以内とさせていただきますので、ご協力のほどお願いいたします。

なお、質疑の際には、資料名称、該当ページ等をお示しの上ご発言くださるようお願いいたします。伊勢委員。

○伊勢委員 それでは、（その7）を中心に質疑をしたいと思います。

まず、最初は島民給与についての関係で確認をさせていただきます。ページで言いますと1ページから2ページということになるわけですが、この中に1つは一次仮置場、浦戸の関係で載っておるわけなんですね。それで、1つはこの実績報告書というものを、改めて私も振り返って読んでみました。その別冊6浦戸の23年度、24年度、54ページから63ページのところにそれぞれその作業の人数が載せられております。それをずっと集計をいたしますと、普通作業員ですね、人力の分別作業、そして今回の一般運転手も含めてということでカウントしてもらいました。別冊の6、そうしますと普通作業員で4,641人、23年の7月からでしたかね、そして24年の9月まで。その一応普通作業員が4,641人、そして軽作業員が3,779人、そして運転手ということで今回の資料には載っていますので、その運転手の数を数えますと2,010人、合計で1万430人という一応延べ人数ということになりました。

それで、今回出た資料の中で見ますと、ページ数1ページのところの指標で6,306人、442人、合計で6,748人、こういうふうに食い違いが出ているんですね。それでこの数1万430人から6,748人を差し引くと、3,682人の延べ人数が合わないというのが別冊6の一次仮置場、浦戸

分の実績報告表の54ページから63ページのところになります。それでその辺の関係は、当局に聞いても恐らくなぜかというのはわからないとは思うんですね。これはあくまでも協議会と島民給与の従事者の関係ですが。

もう一つ、資料No.5というのが前段配られまして、協議会の支出関係がここに一応載せられております。別冊の5の91ページのところでは、それぞれ単価が載っております。浦戸の方々の島民給与の該当する普通作業員と、それから軽作業員、それから運転手のところのそれぞれの単価が載っております。そうしますと、先ほど別冊6で一応私が集計してみたもので、単価を掛け合わせます。一応今回は1万2,000円というふうになっているようですから、それはそれで一応こちらの単価表で見ますと、単価表で私は計算しました。

そうすると、普通作業員4,641人掛ける1万1,800円ですね、これが単価のようです。そうすると、5,476万3,800円。軽作業員が3,779人と言いましたから、これに9,300円の単価ですので、3,514万4,700円。それから一般運転手、2,010人掛けるですので、単価を見ると1万5,100円ですので3,035万1,000円ということで、前段私も1回3日前から4日前の質疑の中で確認はさせてもらいましたが、そうするとこの5,400万円、あるいは3,500万円、3,000万円を全部合計しますと1億2,025万9,500円、こうなっちゃうんですね。そうしますと、きょうの資料で出された1ページの8,274万4,000円、そうしますと3,751万5,500円というのが浮いちゃうといいますかね、差が出ちゃうんです。ですから、その実績報告書を一応裏づけにして計算してみるとそれだけの差があって、3,700万円ほどその島民給与分の実績として上げた分、支払いをした分、それで差が出ていると、こういうことが一応ずっと精査してみた中で出てきました。

そうすると、1点お聞きしたいのは、ここでこういった島民給与の関係で今回初めて表が出ましたが、この関係というのは行政、市のほうは指導監督責任は生じるのかどうか。まず、その辺から聞きたいと思います、その差について。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 この浦戸の仮置場の管理業務委託につきましては、まず災害復旧連絡協議会のほうと協定書に基づいてこれを行っているというのは、繰り返し申し上げてきたところでございます。その協定書の内容につきましては、さまざまな公的な積算資料に基づきまして普通作業員の単価、あるいは軽作業員の単価、一般運転手の単価を設定させていただきまして、それぞれ出動いただいた数量に応じてお支払いをしているというものでございます。

一方で、私ども本日先ほど資料としてご説明をいたしました、この協議会のほうが島の方々にお支払いをしていた単価といたしますのは、私どもが積算した単価とはまた別な単価を使われていたようでございます。これは、分別作業員が1万2,000円、一般運転手が1万6,000円ということで支給をされていたということでございまして、こちらは当時の島の方々を雇用するに際しての単価の設定の考え方を、協議会さんのほうでいろいろとお考えになり、私ども聞いておりますところによりますと当時船を使って水産庁の事業として瓦れき撤去をいただく場合の単価として1日1万2,000円程度お支払いをしていたというようなことがあったようなので、どうもそれに合わせて1万2,000円という単価を設定したというふうに私どもは聞いております。

そういったことから、伊勢委員ご指摘の単価と私どものそういったものの単価が違っているのは、これはこれで差し支えないのかなと私どもは思っております。また、その月々の作業員の人数につきましては、私どものほうで実績報告で頂戴しております数字の、この島民給与ということの集計については必ずしもピタッと突合していませんけれども、これは島民以外の方を作業員として使われたということが多分考えられるので、ここが合わないことは、これ自体はそれを取り上げて問題だというふうには私どもは思っておりません。

なお、その全体的な業務の委託監督責任というのは当然塩竈市としてございますので、その辺は最後の質問に対する回答ということにさせていただきたいと思っております。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 私が聞いたのは、単価のあれこれというんじゃなくて行政責任、監督責任はあるんですかというのをお尋ねしたんですが、監督責任はあると、こういうことですね。そうしますと、1万2,000円でもいいんです。あるいは、先ほど言った単価表とはちょっと違う金額にはなるかもしれません。それはそれで構いませんけれども、ざっと3,700万円ほど仮にそういう残ってしまったというか、あるいは実績報告書のいわば国の支出を受ける、収入を受ける、そして島民給与を支払う。そうすると、例えば3,700万円というのは国への返還の対象になるのではないかなと思うんですが、その差はどうなっているのかということなんですよね、つまりね。

こういう3,700万円、あるいは若干少なく1万2,000円で計算しても、返還の義務が本来生じるお金ではないのか。税金ですから、環境省から出てきたお金ですから、その辺の考え方、捉え方についてお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 3千数百万円というお話ございましたが、もうちょっとその辺について私どものほうからも説明させていただきたいと思っておりますけれども、平成23年の7月から24年の9月まで、それぞれ浦戸諸島の仮置場に從事していただいた実績報告ということで数字のほう列挙いただきましたけれども、私どもの数字は多少ちょっと違ったりはするんですけれども、普通作業員としては4,611名と私どもカウントしております。軽作業員については5,529名、一般運転手については延べで2,946名というふうにカウントしてございます。それで、これにつきましては普通作業員の方、これが全員島民だったかどうかということでは必ずしもありませんので、普通作業員として従事いただいて、そのカウントしたのに対して実績確認をし、お支払いをしておりますので、私どもとしては3千数百万を過分に払っているというふうな認識は当然ございません。

ですから、したがって環境省のほうに返還するというようなことなんかは、当然出てこないというふうに理解しております。よろしくご理解のほどお願いします。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 当然のことながら、管理監督責任が塩竈市にございますので、人数等につきましても適宜確認をさせていただいております。今伊勢議員のご質問の数字の差というのは、全て島民の方々だけでこの作業をやったわけではないということは当然ご理解いただけたと思います。連絡協議会のそれぞれの作業員の方々も、島外から島にわたっていただいて、さまざまな作業に従事いただいております。ただ、我々としてはできる限り災害に遭って、大変お困りの島民の方々もできるだけ活用していただきたいというお話をさせていただいておりますので、島民の方々の給与が内数としてこの金額でありまして、作業全体の数字については今伊勢委員がお話しいただいた3千数百万円をプラスしたものでありますので、適正に予算が執行されているというふうに理解をいたしているところでございます。よろしくお願いたします。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 適正に対応しているんだというお話、答弁だったと思います。また、過分に受け取っているということはないので、国への返還義務は生じないと、こういうふうなお話だったと思うんですね。それはそれで、当局側の今現在の認識というか捉え方になると思うんですね。

それでもう1回振り返って、その件を踏まえながら今回出た災害復旧連絡協議会の島民給与の報告、もう一段これは協議会自身の精査が必要だと思うんですね。それで先ほど資料4のところで、資料4というのは協議会の総会になります、復旧連絡協議会の報告次第、議事録というのが過般、資料としては（その4）に報告されました。それで不思議に思って、私もちょっとそれを踏まえつつ、今回のこの島民給与の支払い金額について確認をさせていただいたんですね。そうすると、その議事録等の関係でいうと平成24年4月4日、7,047万9,877円、こういうふうに支払われております。これは、協議会の中で浦戸の関係です。そのほか5月1日1,065万6,000円ですか、あとは細かくなりますので省きます。

それで、今回出た資料の4月4日にちょっと視点を落として、平成23年から平成24年の3月までの金額をもう一度電卓をたたいて計算してみました。そうしたら、繰り返しやっているから私は間違いないと思うんですが、7,003万6,000円で報告書にある7,047万9,877円とは44万3,887円の差があるんですね。なぜなのか、ちょっとこれは協議会の方に聞くしかございませんが、いずれにしても今回の議会に出してもらった島民給与の報告書の中身、内訳について言うと、大体この根拠となる数字が報告会の決算書と今回出された島民給与の関係の平成23年度の7月から3月までの関係で、数字が食い違っているんですね。どっかに、結論は、金額は全部同じなんですよ。金額は8,274万4,400円で、それは全部計算するとそうなっちゃうんですが、どこかで食い違っちゃったというのが見受けられました。そうすると、今回の報告書というのは果たして信憑性があるのかと、こういう疑問を私は持ちました。

それで、（その4）の405ページの議事録でいいますと、平成25年の6月14日に報告会、事実上の総会と言われているやつとの関係で、監査委員の報告がありまして、改めて読んでみますと宮城機工建設と岩金組さんが適正に処理していると、こういうふうに監査しているんですね。これは、要するに協議会の今言った金額。そうすると、なぜこういう食い違いが出るのかという問題が、どうしても私は疑問がぬぐえません。そして、その資料4の議事録のところの406ページを読むと、「阿部会計事務所、松田先生も同席して」と、阿部会計事務所がこの決算の一応最終的な整理をしたというふうになっているようですね。

そうしますと、今回出たこっちのほうが正しいのか、あるいは協議会の（その4）のほうが正しいのかということになるんですけれどもね。数字ですから、これは動かしがたい事実だと思うんです。数字、私操作しているわけじゃないし、何度も計算した上での一応質疑をしているので、その辺は「食い違い、どういうことですか」と言われても当局としては困るん

でしょうが、そういう食い違いがあるということは認識していただければと思うんです。時間もありませんから、そういうことがあったと。

そうすると、もう一つあったんです。実は、ここに1ページのところに6,306人となっているでしょう、延べ人数ね。もう1回、これ一つ一つ分別作業の方々の人数をカウントしましたら6,306人になっているんですよ。つまり、1,000人増の関係の報告なんです。実際は、5,306人なんです。どっちが正しいのかと。この島民給与の報告書の今回出たものの信憑性を、私は疑いました。何でこんな数字が出てくるのか。書いた方がどういうふうに、書いた方の数字ですので、これ以上のことは言及は避けますが、議会に対する報告の数字が1,000人も違うというのは、どう考えても腑に落ちません。ですから、この報告で言えば1,200万円誤った金額というふうに捉えざるを得ないですね、最終的な結論の金額は同じですけども。やはりそうしますと、協議会への調査が私は引き続き必要ではないかと、この件に関してですね。そう思うわけです。中身を何度も何度も私も繰り返し見て、確認をして、私の目の間違いかどうかということでもいろいろ何回も電卓打ちましたけれども、そういう数字になっちゃうんですね。その辺は、当局聞かれてもちょっとなかなかわかりませんということになっちゃうんでしょうが、考え方、捉え方があればひとつお聞きだけしておきます。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 済みません、後段の作業の延べ人数のカウントの件について、ちょっともう一度お聞きしたいと思うんですけども、前段の島民給与の金額について若干合わない部分があるというところについてのお尋ねについて、まずお答えしたいと思います。

(その4)の資料の403ページで、下のほうから見まして7,047万9,877円というところで「島民給与ほか」というふうに書かれているところがあります。これについては、さきの参考人招致のところでも旧事務局の千葉蔭さんがお答えしたかと思えますけれども、端数等についてはここで言うと島民の作業のために使うようなマスクであるとかヘルメット等であるとか、そういったものを購入させていただいたということで、こういった費用もここに計上させていただいているということですので、そういった意味では適正な形で数字は上がっているというふうに認識しております。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、(その4)といたしますから、この浦戸諸島のところの「その他」というところに該当するんだということですね。そうするとマスク等の支給、備品類とかそ

ういうものだということで捉えておけばいいですね。

そうすると、それはそれでいいでしょう。それがはっきりすれば、何もこの44万3,887円の関係はそういうことなんだと捉えればいいんですが、先ほど言った6,306人と、そして実際に延べ人数で分別作業などの方々の人数を計算すると1,000人合わないというのは、わかります。わかると言われても、その辺ですね。なぜ差が出たのかということ。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 伊勢委員お尋ね、この今回の提出資料の1ページの合計ということでしょうか。これは延べ人数を積み上げまして、23年の7月から24年の9月までの中で小計がありまして、分別作業が6,306人、一般運転手442人、その合計ということで6,748人というのは、この積み上げとしては間違いないというふうに確認しておりますけれども。以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうおっしゃるだろうなと私も思っていたんですが、私の間違いだったら申しわけないなと思いますが、3回くらい、4回くらい一応分別作業員の人数をずっと計算すると、何ぼやっても5,306人になっちゃうんですよ。おわかりですか、私の質問の趣旨は。どうでしょうか、何ぼやってもその辺の差が出てくるので。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 具体的に個別個々のお話をさせていただいたほうが、お互いが理解いただけると思いますので、また後ほど伊勢委員がお持ちの数字と、我々のほうで今回議会のほうに出させていただきます資料の最低の確認をさせていただければと思っています。よろしくお願ひします。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 それ、ひとつよろしくお願ひします。その辺の3点について、はっきりさせていったほうがいだろうということでの確認です。

次のページに移りまして、領収書が出されております。それで、これも実は差があるからそれがどうかというのはまず別にしまして、例えば平成23年の7月分ですね、私たちは実績報告を見るしかないんで、それ以上のものはありません。そうしますと、例えば平成23年の7月でいうと、先ほど資料の別冊6のところの7月で見ると、分別作業で288人。1日当たり12名となっているんですね。この中に島民給与が含まれているということでの関係になるんで

しょうけれども、先ほどのお話を解釈すると。一般運転手144人の実績報告で、1日6人。領収書を一応数数えてみたら、14人なんですね。128名で14枚、14人。48人で3人。そうすると、こういった差がどうしても出てきてしまう。

8月の分も360人の延べ人数、分別で1日14人。隣の326ページですね、326人、領収書を受け取った方ね。そうすると、何と申しますか差が出てくるんですよ、受け取った方の。例えば14人・1日になっちゃうと、26人と、この辺の開きがなぜなのかなと。一般運転手の216人の実績で、1日・7人。領収書受け取りが車運転で3人。

それから23年の9月、288人で12名で領収書受け取りは56人。1日・12名、121名かな、ごめんなさい、ちょっと。12人ですね。いずれにしてもこちらのほうと突き合わせすると、領収書の数と実績報告書とのふつり合いが出てくるんですね。だから、その辺も果たしてこの領収書そのものが正しいのかどうなのか、捉え方について私も考えてみたんですけども、どうもちょっと違うんじゃないのかな、合わないんじゃないのかなというふうに思うんですが、提出をしていただいたことは大変その点で、検証する上では大事な資料だと思いますが、その辺について確認をさせていただきます。

○志賀委員長 その点については、先ほど市長から答弁あったように個別に担当者と数字の突き合わせをしていきたいと。この場で議論してもなかなか見えてきませんので、そういうことでご了解いただければと思います。よろしいですか。

じゃあそういうことで当局とは、後ほどこの数字については突き合わせしたいと思います。よろしくをお願いします。

ほかに質問ございませんか。鎌田委員。

○鎌田委員 じゃあ、私のほうからも質問させていただきます。

まず、基本的なことになるんですが、塩竈全体でどれほどの被害があったのか、いわゆる全壊が幾つ、大規模半壊が幾つ、それから半壊が幾つ、一部損壊が幾つと。その中で解体のいわゆる基準ですね、基準についてもちょっとお聞きしたいなと思います。1個1個聞いていてもあれなんですけど、今言ったことなので件数についてはもうすぐポンポンと出るので、よろしくをお願いします。

○志賀委員長 佐藤市民総務部長。

○佐藤市民総務部長 住宅などの全体の被害状況ということでございますので、私のほうからご説明申し上げます。まず、全壊が住家・非住家含めまして市内で1,017棟、それから大規模半

壊が2,240棟、半壊が2,308棟、一部損壊が7,768棟、合計で1万3,333棟になります。以上で  
ございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 今数が上げられておりますが、この基準については全壊であれば今回は「建物がある程度傾いている」とか「土台がこうだ」とかっていう基準がいろいろあって、ポイントがあったと思うんですが、それはともかくとして、それは以前に聞いていることなので。あとはもう一つの基準として、津波が押し寄せて床上何センチメートルだったとかそういう基準も、これ二本立てだったと思うんですが、その基準を全壊、大規模半壊、半壊と、これについてちょっとお答えをいただきたいと思います。

○志賀委員長 佐藤市民総務部長。

○佐藤市民総務部長 それぞれの被害状況の区分につきましては、総務省から示されている要綱等に基づきまして、税務課のほうで一定の判断を下しております。今ご質問の詳細につきましては、残念ながら手持ち資料がございませんので、後ほどその基準等については報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 概略でよろしいんですけれども、たしかあるとき私が聞いたやつでは、いわゆる床上60センチメートル以上だったかな、それがもう全壊ですよ。床上以上は半壊か何かだったような気がするんですが、きっちりした数値は必要ないんで、その判断基準としてどうだったのかを簡単に述べていただきたいなと思います。

○志賀委員長 佐藤市民総務部長。

○佐藤市民総務部長 おっしゃるように、確かに床上何センチメートルというような指定はございました。たしか私の記憶では、例えば1メートル以上ですと全壊とか、何かそういうふうな基準があった上での査定になっているかというふうに思っております。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 今総務部長だけ答えられているんですが、ほかで記憶のいい方もおられると思うんですけれども、きっちり頭に入っているのかなというふうに思いましたが。この中で、今回のいわゆる被災した件数の中で解体件数、例えば全壊が何件、それから大規模半壊が何件、半壊が何件と。一部損壊でも幅が広いので、一部窓ガラスが壊れたやつから瓦がみんな落ちたとかいろいろあるだろうから、その中で解体まで及んだものがどのくらいあるのか、その

数値を上げていただきたいなと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 鎌田委員お尋ねの解体した件数の中で、それぞれの罹災証明に基づく大規模半壊とか一部損壊というような区別はないんですけれども、一応解体件数といたしましては我々危険建物解体で行った件数としては、23年度・24年度合わせてですけれども、これは主要な成果等にも載っております数字ですが、1,981件というふうになっております。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 これ、今手持ちの資料でないんであって、あるのだと思うんですが、後でいただきたいというふうに思いますが。この981件、この中で一部損壊もあるのかないのか。それから、この中でいわゆる全壊の中でも津波で持っていかれたものについては、もう土台しかなかったというようなことも何件かあると思うんですよ、特に浦戸関係はね。それも、いわゆる今回解体を発注していますよね。1件当たり何ぼでやっていると思うんですけれども、それぞれの規模やら何やら広さでね。その土台しか残っていなかったもの、ないしはいわゆる津波関係なしで地震によるだけの傾きやら何やらで解体したものもあると思うんですが、この土台だけしかなかったやつ、どのくらいあったのか。今資料があれば一番いいんですが、土台しか残らなかったのがどのくらいあるのか、そこちょっとわかりますかね。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 申しわけありません。ちょっと、今その内訳の資料というのは用意してありませんです。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 もう完全に土台しかないところもあったはずですが、ほとんど解体に及ぶほどのものではないと。解体するんであれば、その基礎の掘り返しくらいで済んだものもあるんじゃないかというふうに思うんですが、そういったものも同じ対応をされたのか。いわゆる広さやら建物が何でできているどうのこうのって、たしか割り出しをして契約をされたと思うんですが。そういったものもすっかり同じ条件で、いわゆる地震でやられたものと津波で土台しかないものを、同じ扱いだったのかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 危険建物解体に当たりましては、当然建物が建っていればその建物の解体とかそういったことから始まりますけれども、基礎・土台ということであれば、その

基礎・土台の作業の単価というのがありますので、それに基づいてお支払いをしているというふうなことになっております。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、いわゆる津波でやられた部分といわゆる地震だけでやられた部分についてはちゃんと区別ができていて、それが問題なく契約されて解体まで及んでいるという考え方でよろしいんですか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 そのように現地調査をして、解体しております。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。まあ、今回のあれで資料請求をするようになるかどうかわかりませんが、これは後で出していただけるのであれば、先ほどの全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊のうち、どれについて何件解体まで及んだのか。それから、先ほど議題にしています津波で土台だけしかなかったことについても、一般の地震でやられたものと対応は違っているんですよというような、わかるものを提出をいただきたいなというふうに思います。

次に話題を変えますが、次は家屋解体について、これも解体関係ですが確認をしていきたいと思います。一応発注はすると、そして家屋の解体が始まると。そして、それを何年でしたっけ、震災の年の8月以降については越の浦にその解体物を運ぶと。そしてその中で分別をして、その中の混合スクラップを青南商事さんに出しているという形で、ここに関しては問題ないんですね。そこをちょっとまず確認したいと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 災害復旧連絡協議会からのスクラップの報告が上がっておりますとおり、復旧連絡協議会で取り扱った有価物は全て青南商事のほうに搬入して、その実績が上がってきているということで間違いございません。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 それで今まで私は何度も、3回くらい言っていると思うんですが、解体を例えば請け負ったとすると、屋根瓦をおろすとかトタンを剥ぐとか、それからサッシね、戸関係を外すとか、そして全部外し終えてそれからいわゆる倒壊させて壊して、それからというのが普通だと思うんですよ。それで土台が残れば、土台についてはまたその作業が入るというふうに、手順としてはそうかなというふうに私は素人ですけどもそう思うし、近所で壊してい

るのも見ているので、「ああ、そんな感じだな」というふうに私は捉えているんですね。

そんな中、この間参考人来ていただいて、宮本産業さんと中沢組さんは「いわゆる解体の段階で、ちゃんと分別している」という発言がありました。それを越の浦に運んだとすると、もう越の浦ではほとんど分別作業がないのではないかと私は思うわけですよ。そういうふうにはきちんとコンクリートはコンクリート、それから鉄骨は鉄骨で鉄筋なんかは丸めて、それからサッシはサッシで別ということになれば、もう分別作業自体がないんじゃないかというふうに思うくらいのお話なんですね、この間聞いた段階ではね。で、それがいわゆる混合ごみとして出したわけですよ、市の今までの発言を見るとね、混合スクラップとして。なぜ分別されたやつを混合スクラップとして出しているのか。

それから、その混合スクラップを出したやつの返りが、青南商事さんからこの間出していた資料の内訳の何か表がありましたよね。あそこに銅とかアルミが一切出てこない。なぜ今どき、塩竈は歴史あるまちにしろ、みんなアルミサッシじゃなくて木製の窓枠でみんなやっているのかと。たまたま今回、それが全部だったのかと、そういうこともあり得ない。この辺の考え方、いわゆる分別して出していますよと、そしてこの越の浦では分別そんなする必要なかったんじゃないのと、そんな。

それから混合スクラップとして、わざわざ分別されているやつを持ってきたにもかかわらず、混合スクラップとして出す必要があったのかと。わざわざ持ってきたやつをまぜて出したということですよ、恐らくね。分別されているやつを、分別すべきこの越の浦でね。そして、その返ってきた青南商事さんからの有価物の中には、アルミや銅は一切ない。これはどうなっているんですかね、そこをちょっと説明いただきたいと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 ちょっとお答えになるかあれなんですけれども、青南商事さんのほうとかというのは私もちょっと不勉強なところがありまして、いろいろそういう状況をお伺いした経緯がございました。その当時、やはり青南商事さんのほうでそういったいわゆる仕切書と言われる内訳が、鎌田委員おっしゃるような数量が、その鋼材の種別が載っているということなんですけれども、あちらでやはりトラックスケールからおろして、荷おろしして一面に広げて、そこでスクラップの状況を目視で確認しているというお話はいただいております。なので、いわゆる総数量としては当然台貫に乗ってはかりますけれども、その内訳についてはやはりあの当時塩竈市だけがスクラップを運んでいたような状況ではございません。たく

さんの中でそういった搬入をしていたので、もうスケールに乗る時間も行列をつくっていたという状況の中で、そういったやり方で種別を目貫で分けていたというお話はいただいております。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 いや、そうするとその中になぜ銅とかアルミがないんですか。私は、あの時点で青南商事さんはこの特別委員会で視察に行きました。本当に細かなごみ状態になったやつを、みんな分けています。そういうアピールビデオも見てきました。ですから、当然そういうことをやっているんだろうと。いわゆるこっちの越の浦である程度まじったものが、鉄くずやら何やらまじったものがいろいろあるにしる、最終的にはもう細かくみんな分けていると、そういう作業をちゃんと見てきました。最初の時点で目で見て分けるのはわかりますよ、大きなものはそのくらい分けたほうが効率的ですから。なぜ目で見て分けたにしる、何で銅とかアルミが出てこないんですか。そこが不思議でたまりませんけれども、どういうことでしょうか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 あちらの現場の状況の中で、そういった確認がそこまで目視でされなかったのか、ちょっと私どももそこまで推測できかねるところなので、控えさせていただきたいと思います。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 出したものについては多分正確に、そういったあれだけ細かく分別しているんですから、私はきちんとされていると思います。早い話が、ここに行っていなかったんじゃないのと、その混合ごみの中には先ほど言ったような銅とかアルミは入っていないんじゃないのと、そういう結論に近いような話になっちゃうんですね。そうすると、どこで銅やらアルミがなくなったかという、越の浦なのか、それから業者の方は分別して出していると言っていると。どこで高価なアルミ、アルミは軽くて1キログラム当たりといたらえらい高くなっちゃうわけですし、軽いものですからね、比重軽いし。sonだけで、これはどこでどういふふうになっているのか。これについてはどう思われます。いわゆる全部ここ、最初から最後まで行っていると。ただし、青南商事でどうなっていたかわかんないけれども、アルミ・銅はないよということなんですか。そこをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今、鎌田委員から有価物の処分についてご質問いただいておりますが、1つは我々も正確に銅がどれくらいあったということ、ここではお答えできません。それは、もう作業の中で有価物という取り扱いをされたんだと思います。業者の方々の中にも、一定程度区分をして搬入された方々もおられますし、またこの間の参考人の方の別な意見の中では「現場で分けるのが大変だった」というお話もあったかと思えます。我々は基本的に発生した有価物については、例えば「越の浦に搬入をしてください」と。そちらのほうで一定程度の仕分けをしたものを、市内のそういった処分業者の方のほうに持ち込んで、引き取っていただいたということであります。これをどう処理するかということについては、私も入って議論いたしました。これは、塩竈のみならず宮城県、あるいは被災に遭った全ての自治体で同様の処理をされておりますので、そういった前例も勉強させていただきました。そういった中で、ほとんどの自治体が混合スクラップという形で処理をされていると。その単価等については、一定期間の価格を調査した上で、そういったものから算出をさせていただいているという処理をされておりました。塩竈市としても、この方法で処分をしましょうということで判断をさせていただいたところでありますので、よろしくお願い申し上げます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 市長の言われることは、ある程度はわかるわけです。というのは、いわゆる津波やら何やらでござとやられたことについては、ある程度スクラップ状態になっているので、そこから分けるのは大変だろうと。そのまま持っていったんだろうというようなことは想像はつきますよね。ただし先ほど言ったように、今後挙げてもらえばわかることですが、いわゆる地震だけでちょっと傾いただけで解体をするというようなやつは、先ほど私が言ったようにトタンを外すとか銅板ぶきであれば銅板を外すとか、いろいろそういったことをやられてその後壊して解体して運ぶというのが本来の方法じゃないかと。いわゆる津波で流されてござとごみ状態になっているのであれば、それは市長が言われたとおりですよ。ですから、業者によってはそういったきちんと分別して出した業者もいる、ただやみくもに壊して出した業者もいるのかもしれない。ですから、それは一部当たっているのかもしれないけれども、全体的に見たらおかしいんじゃないかというふうに私は考えるわけですね。

ここで、市側でこの間まではよく何かそのスクラップ状態については、越の浦に入ってきたのは何トン車で何台とか、4トン車でどのくらいとか何台とか、そういう把握しかしていなかったということなんですよ。その中で、いわゆるアルミがあったのか、銅があったのか、

そういうことを全然見ていない。そうすると、これ本当に越の浦に行ったのかどうか。ないしは越の浦から出たのかどうか、入ったにしろね。そういうことが考えられるわけですがけれども、そういう疑問は全然湧きませんかね。私は、先ほど言った津波の状態でごちゃごちゃになれば、それは混合スクラップわかりますよ。それから、わざわざ分別した業者もいるというのに、多分いると思うんですよ、私は当然のことだと思うんですね。それをなぜ混合スクラップとして出さないといけないのと。最初から分かれているんですから、分かれているのはこれは「銅は幾ら」「アルミは幾ら」、あとわけのわからない「混合スクラップはこれこれ」と出すのが、誰が考えてもそれが合理的であると私は思うんですよ。なぜ分けられているやつを一からげにして、いわゆる本当の混合スクラップと一緒に混合スクラップとして出さなければいけなかったのか。そこを明確にちょっとご説明いただきたいと思います。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 私、ご答弁させていただいているつもりであります、発災当時こういった有価物の処分については「このような形で」ということがなかなか難しかったということについては、再三ご説明をさせていただいております。例えば、今回ご提案させていただいている案件の中にも、既に業者の方が民間の解体業者と契約をされて既に執行したものについては、それは追加して認めるという制度になっておりますよね。そういったものは、我々ははっきり言えば確認のしようがないわけでありまして。業者の方から、当然適正に「こういった有価物が出ました」という申請に基づいて我々是对応するというところで、当然のことではあります。今委員のほうからご質問いただいた今回解体業務に携わっていただいた方におかれましては、適正にそのような取り組みを行っていただいたというふうに判断をしておりますということについては、再三私のほうからもお話をさせていただいているところであります。全ての業者の方が、発生した有価物については越の浦のほうに搬入をされていると。それは、4トン積みの平積みのごて荷ということでもありますので、検収については4トン車であれば4トンという形で検収をさせていただいておりますが、最終的には今申しあげました有価物の処理業者の方のところに搬入する場合には、トラックスケールに載せて重量を確認しておりますので、正しい重量で今回金額を精査させていただいたと思っております。

なお、銅でありますとかアルミでありますとかということについて、分けなかったということについてはそういった事情をぜひご理解をいただければと思います。以上でございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 この間参考人として来ていただいた方は、「分けて出したよ」と言っているわけですね、私も何度も繰り返しになりますけれども、普通解体の場合はそうだろうと。そのままやみくもに建っているその家をそのままぼんぼんぼんぼん、バックホーというんですか、あの大きいやつでぼんぼん壊しちゃうとか、そういうことじゃないと思うんですよね。周りで壊しているのを見ましたけれども、そういうことはしていません。ですから、どうも考えにくいことです。

当初の話に若干戻りますけれども、これは一番最初いわゆる災害ごみが出て、それを処理をする場合は全部中倉に運びましたよね。中倉から、8月ころから越の浦に分別する作業所が変わってきたと。そうすると、もう震災から8月ですから大分経過しているし、私はもうきちんとしたあれが確立、ある程度のものはね。数量の把握は、先ほど言ったようにできていないにしろ、ある程度はもうできている話だと思うんですよ。そんな中、この業者の方がもうちゃんと分別して出しているという発言もあるし、青南商事さんの分別された表はアルミや銅が入っていないというのは、これはどうしてもおかしい話ですよね。繰り返しになるんでもうやめますけれども、これを聞いている方はどう思われるかですね。あとは、市民でこのケーブルテレビやら聞いている方はどう思うか。どう思ったって、これはどこかで消えている話ですよね。混合ごみとして出したにしろ、何で混合ごみの中の分別表に業者から、青南商事から上がってくるのに入っていないのと。どこかでないんですよ、多分ね。そういうふうには、言わざるを得ないと。

あとは、今回ちょっと前回の参考人招致をした公明党の嶺岸議員が、この間出席いただけませんでした。本日も欠席なようです。この絡みで、私も聞きたいことがあったし、言いたいこともあったんですが、きょうは欠席ということでこれについては触れずに終わらせていただきます。以上です。

○志賀委員長 曾我委員。

○曾我委員 今回の金属スクラップに関連してちょっとお伺いしたいんですが、資料の(その6)343から344なんですが、せつかくの機会ですのでちょっと整理しておきたいと思うんです。

先ほど市長が言いましたように344ページ、これでは売り払い単価が15円、それから運搬費が7円と受け入れ単価が8円で、8円が市のほうに戻してもらおうということでの取引で来たんだと思うんです。それで、上のほうに安値とか高値とかってありますけれども、結局15円でいきますと平成23年の3月だと高値で売れた場合は17円で売れるということになるんだ

と思うんですね。それで、ちょっと最近そのスクラップ関係をやられた方の中で、当然鉄くずなんかのやつは市の財産というか、売れたものとかそれは。だから、当然売って運搬費用はかかるけれども、塩竈市に戻してもらおうということでやってきたわけですね。それは理解するんですが、じゃあ高値で例えば17円の場合は、業者はプラス2円もうかるということになると。それはどんどんたまって、一定の金額になったらそれは業者の分配に充てることもできるということで考えていいわけですか。その辺、ちょっと教えてください。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 曾我委員のご質問ですけれども、これまでも繰り返し申し上げていたとおり、その当時にスクラップの引き取り額をいろいろな震災の対応でなかなか決められなかったというお話は、ちょっとさせていただきます。それを決めたのが、平成24年12月から平成25年の1月に、1月に覚書を結んで、そこで覚書ということで市への納めは8円ということで決めさせていただきました。

そういった中で15円というその単価を、発災当初の23年3月からこちらの343ページの資料ですけれども24年の12月まで、これはそういったスクラップ関係の取引新聞のところの取引価格を参考に、高値の平均をとって15円という額を設定したところでございます。なので、その当時でやはり変動がありますので、その15円を基準にした場合に17円でとなると、本当に買い取りがあれば当然そこは企業努力も含めまして、運搬した処理業者のことになるかと思えますし、または13円とか低い価格であればその分当然負ってしまうというようなこともありますけれども、そういった諸事情も見まして15円という設定をさせていただいたということでご理解願います。お願いします。

○志賀委員長 曾我委員。

○曾我委員 最近、有価物の処理の団体できたでしょう、処理するときね。（「リサイクル会です」の声あり）リサイクル会、済みません。一定努力して、分配もあったということも聞くので、そういった金は市に入る部分ではないのかと思ったり、もう当然運搬料は払っているわけですから、そう思ったりしたんですが、変動があるからその分は業者の利益にして何ら問題ないということですね、そこだけ確認しておきたいと思えます。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 ご理解をいただきたいと思うんですが、我々公共工事に取り組む際、先ほども議論させていただいておりますとおり、例えば人件費についても県のほうで標準単価というのを

設定されているわけでありまして。場合によっては、それより高いお金で使っているケースも、先ほど来話しているようにございますし、もしかしたら設定単価で計上した金額より安い価格で人件費をお支払いしている企業もあるかもしれませんが、そういったものについては平均がこういったものだろうと。

繰り返し申し上げますが、私どもは今回今議論になっております瓦れき類の処分につきましても、全て会計検査というのを受けます。会計検査に対して、なぜこういう金額であったのかということについては説明責任があります。したがって、相場といいますか、我々は先ほど来金属スクラップの売却単価の相場につきましてもこういった幅の中で推計をさせていただきながら、なおかつもしかしたら塩竈の単価については時期的には企業の方々、請負者の方々にとっては大変厳しいお話であったかもしれませんが、そういった客観性といったことを我々は説明をさせていただくために、このような価格を設定をいたしております。安い・高いは当然あるかと思いますが、それはあとは企業の内部の問題ということになるものと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 先ほどの伊勢委員の質問との関連での、島民給与についての質問になります。繰り返しになりますが、市から元災害復旧連絡協議会への支払いが1億2,025万9,500円で、災害復旧連絡協議会から島民給与として支払われた額が8,274万4,000円で、差が3,751万5,500円生じると。その伊勢委員の質問に対しての答弁についてちょっと確認したいんですけれども、その差の原因を整理すると、こういうことでのいいのかということをお伺いしたいと思います。

4点です。1つ目は、作業員のカウントの若干の違い。2つ目は、単価の若干の違い。3つ目は、島外の人への支払い。4つ目に、ヘルメット・マスク等、島民給与ほかという部分での支払い。この4つに整理してよろしいのかどうか、お伺いします。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 高橋委員整理していただきました4点で、よろしいかと思えます。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 それで、1と2については私それほどの、推測で大変申しわけないんですが、これほどの3,751万円に大きな影響を与える差額が生じるとは思えませんが、3つ目と4つ目の島外の人への支払いとヘルメット・マスク・軍手等々、こうしたところでこれほどの巨額の差のほとんどを占めると思うんですけれども、そういう巨額の差がこの3つ目、4つ目、私

整理した点で生じ得るのかどうか、見解を伺いたいと思います。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 当然、現場はもちろん浦戸でございます。浦戸で仮置場の管理、整理をしていただく際に、日々何人従事されたかということで、その積み上げで当然私ども委託料のほうを協定書に基づいてお支払いしているということは、何回もお話しさせていただいておりでございます。その中で、その時々においてどういった方々に従事いただいたのかということでございまして、当然ある日20人稼働していただいたうちの島民がそのうちの10人であった、あるいは15人であったということで、それ以外の差し引きの5人なり10人ですね、そういった方については島民以外の方が従事されたというようなことは、そういった現場の状況というのがありますので、そういった差が当然出てまいりまして、恐らくその積算の積み上げの差というものが、先ほど来数字として出されていただいております3千数百万円ということだというふうに考えられると思います。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 そうしますと、この3つ目と4つ目に指摘しました島外の人への支払い、それからヘルメット・マスク・軍手等々の支払いについても、当然これだけこういうふうに使ったという論拠とか典拠が必要かと思えます。それでないと、3,750万円の大方を占める差異について不明のままということになってしまいますから、こうした資料、一番いいのは領収書になるわけなんですけれども、提出する必要があると思うんですけれども、要求は最後になりますけれども、提出していただく必要があると思うんですが、それが市になるのか協議会になるのかと。4点目については協議会になるかとは思いますが、いかがでしょうか。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 高橋委員さん、その3千数百万円の差ということでございますが、先ほど伊勢委員さんのほうにも市長がお話し申し上げましたけれども、その人数の差、ちょっと我々手元に確認できないものがあるので、後ほどどういったような差が3千何百万円につながるような人数の差になるのかということは確認させていただきたいと思えます。少なくとも高橋委員さんがおっしゃるように、1番目の作業員の人数につきましてはこの6,748名の方々に島民の方々に対して、延べでお金を支払ったということで我々は捉えておりますので、その3千数百万円の開きというのは我々ご質問されても何とも確認できない状況ですので、後ほどその伊勢委員さんのその数字の開きについて確かめさせていただきたいと思っております。以上

であります。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 島外の人への支払いについては、領収書というのはどちらかで、市ないし災害復旧連絡協議会で受け取っているんですか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 市のほうでは、受け取っておりません。先ほど来ご説明しておりますとおり、浦戸の例えば仮置場の作業員については、内数ということで島民も入っているということで、それ以外については協議会の浦戸のほうに従事していたそれぞれの協議会の会員企業が、そちらのほうに従事している作業員等がこういったところでカウントされておりますので、そういった領収書等は当然発行されておりません。以上でございます。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 そうしますと、それぞれの企業のほうで支払っていたんだから、当然そちらの企業のほうで島外から来ている島民給与として支給された作業員についても、領収書はとっているのではないかというふうに当然、じゃないと井勘定になってしまいますから思いますので、その証明するものが当然必要だと思いますし、あと小さな備品等々についても当然これざっと見ても小さな備品も多分大きな額になるなという気はしているんですけども、その辺もきちんと証明するものが必要だということを指摘して、あとは資料請求は後で行いたいと思います。以上で終わります。

○志賀委員長 ちょっと、島民給与のことで整理させていただきます。

島民給与というのは、本来発生すべきものではないと私は思っております。というのは、各下請企業が人員を用意してやるべきこれは仕事だろうと思っております。それで、領収書の出てきた人数を見ますと、半分以上が連絡協議会が人を用意してやっている仕事であるというような解釈になるわけですね。そうすると、じゃあ下請さんの仕事は何なのかというところを、島民給与というものがその作業全部が島民給与であるというところでちょっと今議論が重ねられていますので、そうではなくて島民給与というのは連絡協議会が人を用意した給与であると。一方で、下請さんも人を用意しているというところで、論点をしていただきたいと思います。そして、ならばそれが用意する人数が連絡協議会のほうが圧倒的に人数が多いと。全体で1万人くらい延べ人数があるのに、それが6,800人が連絡協議会が人を用意していると。残りが、各下請さんが用意しているという、こういう今不自然な形になっていると

いうことをご認識の上、議論していただければと思います。

志子田委員。

○志子田委員 私も何点か、確認のため質問させていただきます。

もう大分いろいろ聞いたので、また同じことかというふうに思われるかもしれませんが、ちょっとまだ私としては腑に落ちていないところがあります。私は、何遍も聞いているんですがね、有価物の数量のことについてね、この委員会始まる前から推計量自体が間違っていたんだという説明でございますが、ちょっと納得しないところがあるんで、もうたびたび重なるかもしれませんが、あえてまた聞きたいと思います。

それで、資料なんですけれどもね、6月10日の委員会資料というところで、29ページに金属スクラップ等の処理状況一覧と、資料6の後ろのほうにもありましたけれども、そこを見て越の浦と浦戸地区とあと合計ということで、これ途中経過、24年の途中までですけれども。それで、何を聞きたいかという、もう一つは別冊3、こいつ5月1日の別冊3だね。別冊3の15ページのところに、24年の産業建設協議会での災害廃棄物処理状況についてという、この当時は15ページですけれども、推計量だったんですよね、あくまでもね。持ってきたというのは、もうトン数はかっていないと。トラックに載せてきたから、何立方メートルだろうということだけで来ていたと思うんですよ。それで、前に田中委員も聞かれたかもしれませんが、私はまだ納得していないので、あえてもう一度聞きます。

それで、この別冊3の15ページのところの表を見ると、中倉処分場、越の浦、浦戸、その他で合計で、そこの中の金属スクラップのところを見たんですけれどもね、中倉で3,700トン、越の浦で1万2,100トン、浦戸で1,400トン、合計で1万7,200トン。これは、また聞くのかと言われるかもしれないけれども、推計でしたと。でも実際はかったら、全部出てきたら……。

○志賀委員長 志子田委員、資料ナンバー間違っていないですか。別冊3は……。

○志子田委員 別冊3の15ページ。

○志賀委員長 ああ、そうですか。

○志子田委員 それで、もう1回聞きます。本当に最終的に推計だったから違うんだと言うかもしれないけれども、あったんだけど途中で失った可能性もあるんじゃないかということが、私は問題だと思うんですね。あくまでも推計量だから、最終的に全部出ていった合計のトン数が全体に出た有価物のトン数ですと、そういう考えで市の当局のほうはいるんでしょうけれども、その辺のところもう一度その認識を、もう1回再確認したいと思うんですけれ

ども、よろしく申し上げます。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 お答えをいたします。

委員のお示しいただいた別冊3というのは、25年5月1日の協議会の際の別冊3の15ページかと思えます。こちらは、平成24年8月27日の産業建設常任協議会の際に出ささせていただきました箇所別、あるいは品目別の災害廃棄物の搬入の状況、搬入量ということでございます。委員もお話しいただいておりますとおり、その当時の推計の量ということでございます。震災直後、やはり宮城東部の処理場のほうに塩竈市としては処分を頼むということになりますし、宮城県全県におきましても宮城県等におきましては例えば沿岸のどのあたりが津波浸水区域なのかという、例えば地図に津波の範囲をプロットしまして、そこから何戸くらいどういった住宅なり建物なりが被害を受けているか、そういったものの積み上げでまずは全体の処分量というものを出して、そういった全体の処分量がきちっと限られた期間の中で処分できるような形で焼却処理能力を設定するなど、そういったことをしたということでございます。

私どもも、時点時点でその推計量というものが変わってはきておりますけれども、やはり当初はどうしても過大にということではございませんけれども、後に過不足ないように推計のほうをさせていただきながら進めておりましたので、当然この8月27日段階の金属スクラップの量というのは全体で1万7,200トンということで推計させていただいておりますけれども、それはその後処分するに際して徐々に収れんされてきて、実際に搬出したときのいわゆる重量をきちっとはかった数量というのは、実際は塩竈市のほうでは9,338トンということになったという、そういった差異ということで私どもは認識しておるところでございます。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 そういうことは何回も聞いているのに、「またか」というふうに思われるのにまた聞いたのはなぜかということは、実際にそのくらい搬入したときにあったんだけど、一次処理場の中で紛失したということも考えられるんじゃないかと思っているからです。そういう意味では、全部どういうことでどういうふうにして集めてきたか、最初の推計からいうと全体の塩竈の瓦れき37万トンと言われていた中、全部やってみたら27万トンしかなかったという話は、それも私は推計だから違っていたと言われればそうかもしれませんが。

それから、鉄くず・金属くずというのは、大体そういう瓦れきの中の7.8%はそういうもの

だよという、どこのごみ見てもということからすると、本当に7.8%をサンプル的にとって、どこも7.8%金属くずが出るんだったら、やっぱり私はこの15ページの1万7,200トンくらい塩竈市に全体では金属スクラップがあったんでないかなと思うんですけども、その辺のところどうも実際に搬出したら9,300トンしかなかったというところに、あくまでもこれ推計の誤差だということだけではちょっと私はなかなか理解しにくいので、あえてまた聞いてみました。

そこで、次にどのようにこの瓦れきを処理していったかということですが、瓦れきの中からの金属スクラップ。越の浦のほうの業務は大体いろいろ皆さん委員さん聞かれて、大体流れがわかったんですけども、中倉のほうの仕事自体どのように流れていたのか。それで、資料はここのところがいいと思うんですけども、それから中倉処分場のほうの契約上の仕事ということになると、前の6月10日の資料の31ページ、中倉処分廃棄物仮置場管理業務、そういう業務でありますね。別冊3のこの33ページのほうがいいですね。33ページに、処理事業費の内訳が書いてあります。それで、中倉処分場の廃棄物の仮置場の処理業務については、23年度が1億6,200万ほど、24年度で4億5,800万、25年度で3,200万、合計で6億5,200万ほどの中倉処分場でそういう仕分け作業をやっていたということになりますけれども、その仕事の内容というか、どういうふうにして最初始まって、その中からどのようにこの有価物を、中倉処分場のほうから直接有価物を運び出したのか、1回越の浦のほうにまた持って行ってやったのか、そういうことはないと思うんですけども。その辺の仕事の流れ、大ざっぱでもいいですからちょっともう1回おさらいで、よろしくお願ひしたいと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 志子田委員にお答えいたします。

中倉につきましては、今お話ありましたとおり協議会がリサイクル会のほうにお願いして、リサイクル会がそういった瓦れきの選別を行っていたという作業内容になっております。作業内容は、この間も現場等ごらんいただいたように、ああいった未処理瓦れきをトロンメルというようなローラーみたいな選別にかけて、それぞれ細かく分別しまして、再利用できるものは再利用しているというような形でやっております。スクラップ関係になりますけれども、もともとちょっと中倉に入っていたのは震災当初の瓦れきというような、いわゆるそういったものが大半でありまして、危険建物解体という形できちっと壊したものは越の浦のほ

うに行っておりますけれども、中倉のほうのスクラップに関しては量については余り多くない形で、まだこれは出しておりませんので、そういったことをご理解いただきたいと思います。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 それで、今課長のほうからまだ中倉のほうの金属のほうは出していないと言われたんですけども、そういうふうに私聞こえました、今。それで、もう1回この別冊3の15ページに戻って、中倉のほうの金属スクラップの推定量は3,700トン。そのうち、その当時の資料では処理したのは金属が400トンだけだけれども、この残りの金属スクラップは当然このときからたっているから、これ全部3,700トン中倉のほう処理したんですよね。まだ残っているのがあるんですか、お願いします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 未処理瓦れきの解体の中で、一部そういったスクラップはまだ中倉のほうにございますが、まだ搬出はしていないということでございます。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 じゃあ、まだ有価物中倉に残っているのが、何遍も同じこと聞いて悪いんだけどもさ、まだあるんですか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 先ほども言いましたとおり、未処理瓦れきの中でそういった主に瓦れきの粗大ごみ関係とか、そういったスクラップとして持っております。ただ、処分はまだしていないということで、あと処分した段階で数量をお示ししたいと思います。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 わかりました。じゃあ何とも言えないですけども、これからそういう作業をして、またそうすると国のほうに返却する分まだ残っているっていう考えでいいんでしょうか。あるいは、もううんと細くなっているから、もうそういう価値がない金属なんですか。あるいは、もう大分全部金属のやつ統計取って、ほかのところは全部売却しているんだけども、残っているというのが余り細か過ぎて作業が進まないのか。ちょっとそれおくれ過ぎだと思っておりますけれども、どのようにお考えですか。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 大変失礼いたしました。

今担当がご説明させていただいているのは、六千数百立方メートルの未処理の瓦れきがあったということについては再三ご報告をさせていただいておりますが、その六千数百立方メートルの中に一部そういったものがないかどうかということで、今精査をさせていただいております。ということでありますので、当然この部分については25年度の発注になっておりますので、そういった中で今後精算されていくということで、担当のほうからご説明をさせていただいたところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

それで、もう1回この中倉の処理場のことで聞きますけれども、最初から業務を協議会のほうに委託してやってもらって、それはリサイクル会のほうになった。最初、ですからこういう有価物だの出る以前のほうの作業を担当していたところの協議会さんのほうのお仕事と、それから途中から有価物とか出るようになってからの、リサイクル会というのは8月になってからできたと思うんですけれども。そうすると、3月、4月、5月、6月、7月までのこの中倉の瓦れき処理をやっていた、協議会さんが中心にやっていたところの業者の方と、それから8月以降のリサイクル会が中心になって処理したのと2段階の作業があると思うんですけれども、私はそのように思うんですけれども、そのような仕事の流れでこの3年間6億5,200万円の分別作業をやられたんですか。ちょっと再確認したいと思うんですけれども、お願いします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 中倉の管理業務につきましては、一次仮置場ですけれども、これまでの資料の説明とあと参考人招致等でも事務局のほうからもお話ありましたとおり、当初は中倉の仮置場の協定書に基づく委託業務を結ぶまでの段階は、千葉鳶さん等が中心になって中倉の態勢を整えて、そのあとで8月にリサイクル会さんのほうに業務を引き継いだということで認識しております。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 それは、越の浦のほうばかりじゃなくて、中倉のほうもそうだったということでしょうか。ちょっと、越の浦の仕事は大体皆さん聞いたから見えてきたと思うんですけれども、中倉のところの業務の質問というのは余りなかったもので、どういう流れでやっているのかって、よくちょっとイメージが湧かないと、「ああ、ちゃんとしっかりやっていたんだ

な」ということが伝わらないと、やっぱり何かあったんでないかなというこのイメージが出ると困るから聞いているんですよ。「何もないです。ちゃんとこういうふうに行ったんです」というのを私は期待して質問していますから、その辺のところ。

それで、なぜ聞いたかという、リサイクル会さん、あるいはその前の千葉鳶さんといながらも、最初の業務は協議会のほうでということになると、最初の4カ月くらい、たしか塩釜清掃センターさんかな、そこが中心になって協議会さんのほうでやられたと思うんですけどもね。それから、リサイクル会さんの中のメンバーは、そういう廃棄物関係の許可業者の方ですから、専門の方だからそれはそれでしっかりやっていただいたと思うんですけども、その当時これは決算委員会で聞くべき質問だったかもしれませんが、23年度、24年度の環境課のほうで管理している日常の塩竈市民のごみの収集業務ありますよね。その契約はその契約で月額何ぼということだから、どのくらい仕事やったとかやらないとかでなくて、年間契約だから何ぼですということだから、それはそういう契約だからいいでしょうけれども、その業務とこの廃棄物を処理するに当たっての、その業者の方が同じ業者だとしたらかぶさっているから、その辺のところ考え方として、その処理業務の作業代の二重払いになっている可能性があるんでないかと思ひまして聞いたんですけども。そういうことはありませんと、これ来た人は別に新たに作業員雇ってやってもらったから、そういう疑念はありませんということをご期待しているんですけども、私はそのように思っているんですけども。実際どうだったのか、あるいは大丈夫なのか、その辺のところ大丈夫ですということをご期待しているんですけども、お願いします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 まず、あの当時のあれですけども、中倉につきましては3月11日に発災しまして、翌日からもういろいろな瓦れき等の搬入が始まりました。まず初めは、本当にどろどろのそういったものが搬入されてまいりましたけれども、中倉につきましては収集業務とはまた別に中倉処分場そのものに一般の管理業務というのがございます。この運営管理業務委託も、また別の契約で塩釜清掃センターのほうに委託しております。なので、当初は中倉にもともと管理を委託されておりました清掃センターの職員が、そういった搬入に対応していたわけですけども、当然次々たくさん入ってきますので、なかなかその作業に今いる既定の人数では限界が見られることから、災害復旧連絡協議会のほうに相談をして入っていただいたと。そして重機等も入れていただいて、どんどん積み上げていって、用員

を確保していったというのが当初の経緯でございます。なので、重複ということはございません。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 わかりました、ありがとうございます。

それから、前に私聞いたんですけども、まだいまだにちょっと納得できないところで廃自動車処理業務委託という、資料ではこの5月1日別冊3の9ページのところに真ん中ころに廃自動車処分委託、そうしたらここちょっと読み上げますけれども、「委託業者と被災車両の収集・運搬及び解体等の協定を締結し、経費が発生したときに費用負担することになっていたが、自動車をリサイクルする際に収益が生じ、その収益で収集・解体の費用が賄えたため、経費が不用となったことにより減額するもの」と。で、270万円処理するのにかかるんじゃないかと思って予算計上していたんですけども、使わないで済んだという説明ですね。

それで、このことも私前に聞きましたけれども、また重ねて悪いんですがね。市で、道路に使えなくなった自動車いっぱいあったのを市のほうで処理しなきゃいけないときに、たしか青南商事さんにまとめて市としては「やってください」と言ったら、「じゃあ、この自動車からも有価物のように収益が生じるから、その処理代はいいですよ」と。だから、ただになりましたと。あるいは戻ってくるのもどっちもなしで、ゼロ円ですということだと思んですけども。それで、いろいろ市で自動車を片づけたのもあったし、その当時最初のころは民間の廃自動車の関係の業者の方がどんどん張り紙して行って「ただで処分しますよ」ということで、個人的に頼まれた人もいるかもしれませんが、残った分については市でやったと。そして、大体何台くらいだということも聞きました。

それから重ねて聞くのは、その自動車を廃棄処分するときに車検の残り部分の税金の部分ですけれども、所有者に戻ってくる制度あるんですけども、それがちゃんと連絡したのかということなんです。それである人に私、市民のある方に「この間質問したら、みんなわかっている。所有者には全部連絡しましたよ、市のほうで」と言ったんですけども、「俺はそのままだったな。そのままただなくなったな」という人もいたもんですからね、皆さんにちゃんとその分の車検費用の残りの分、車失って大変な方、もう財産失ったんですからね。その人にある程度でも、車検の残り分だけでも、何万円かだけでも残るとその方は助かると思ってね。だから、塩竈市役所は親切だから、ちゃんとやってくれたとは思っただけですけども、そのところもう1回再確認したいと思いますけれども。ちゃんと、「いや、私は来なかつ

た」という人がいたからもう1回聞くんですけれども、やってくれたということはこの間聞いたので、それをもう1回再確認したいんですけれども、お願いします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 そういった処理の手続をするときに、所有者の当然確認というか同意というか、処理しますよという際に、この間もご説明したとおりそういった廃車の手続に伴う書類、あるいは税の還付に伴う書類等を本人にお渡ししてやっているという形でありましたけれども、ちょっと本人に届いていないと、手元にないというちょっとお話でございましたので、ちょっとその辺全部が全部行き届かなかった部分があったかと思えますけれども、そういった形では対応させていただいたということでございます。

○志賀委員長 これは、軽自動車と普通自動車では違いますよね。その辺のところちゃんと説明しないと、また同じ問題起きますよ。菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 軽自動車ということで、一般車であればそういった手続になりますけれども、軽自動車についてはそういった基準がございまして、そういったことで課税のための還付というのは制度上ないということでしたので、申しわけありませんでした。失礼しました。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 わかりました。それも相当大きな金額なので、その処理した業者のほうはその還付をまとめてしたんでないかというようなことを疑われても困るから聞いたんです。それで、ちゃんと連絡したというのは、軽はその制度がないからね。そうすると、私が聞いた人は軽だったかもしれないです。それがわかればいいんですけれども、ちゃんとしっかりやってくれたというふうに私は理解したので、その辺のところはありがとうございます。

時間がないので、皆さん聞いているんですけどもう1回再確認のために。最終的に、この有価物の単価の8円、最終的に25年の1月になってから8円ということが決まったということですから、もう20カ月くらい収集してからその間5円でやっていたということは、最終的にどのように誰と誰で8円ということで決めたのか。その間、25年の1月までは単価が決まらなかったから、その有価物の代金は市のほうでは収入になっていなかったのか。そこだけ1つ確認して、終わりたいと思います。お願いします。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 私から、価格が決まったことについての経過をご説明申し上げます。

まず、今おっしゃるとおり単価契約を結んだというのは、25年の1月10日ということでございます。それに至るまでは一定の経過がございました。23年の8月から処分が始まっておりました。暫定5円ということで、業界の方々がやられておりました。しかし我々としましては塩竈方式というか、やはり市長が申し上げましたとおりどこの被災地でも有価物は発生していると。やはり塩竈独自のあれではなくて、そういったような同じような取り扱いが必要だろうということで、我々といたしましては実際動いたのは24年の12月5日に、私は自社処分された会社のところに参りました。それで、お金を支払っていただきたいと。協議会のほうに振り込んでいただきたいと。しかし、今暫定5円ではだめですと。しっかりとした実際きちっと積み上げて整理した、国に対して根拠ある数字をきちっと示さなくちゃいけないので、まずは協議会のほうに支払っていただくというのを約束をいただきました。そして、近々中にその単価をしっかりと決めますので、決まった額を支払ってくださいということで、まずお話を申し上げた。それが12月5日であります。そして、今までこの委員会でもやりとりありましたとおり、リサイクル会のほうで協議会のほうから委託を受けて処分したということでございますので、リサイクル会の代表である方のところに私が参りました。それが12月19日でございます。これは市長もそのとおりですが、私のスケジュール全てパソコンでしっかりと記載されておりますので、これは例えば去年もことしも全て今でもひもといていただくと載っています。

12月19日の11時にお約束してまいりました。一緒に行ったのが産業部長、あと環境課長、そしてあと担当者だったと思います。間違いなく産業部長、あと環境課長のほうから「副市長、行って価格を決めていただきたい」ということで、私が参りました。そのとき初めて、その会社に参りました。私が思っていたのは、この資料にも添付してありますとおり、この（その6）の343ページ、この価格の変動を持ってまいりました。それで、今曾我委員さんのほうからお話ありましたが、高値があったでしょうと。でも実際私が参ったのは、24年の12月19日であります。もう価格はかなり下がっております。

しかし、我々は先ほど申し上げましたとおり、県そして国に説明でき得るような価格を設定しなくちゃいけないということで、この平均値を求めました。平均値を求めれば15円以下ですが、やはり県内の動向あるいは被災した自治体の動向を見れば、15円が説明でき得る数字だろうということで、私はぜひ15円でやっていただきたいということでお願いをしてまいりました。ただし、結果的に8円納めるんですが、7円の経費につきましてはこれもやはりど

この自治体でもいろいろありますし、塩竈市という地域性もございまして。これについては、担当のほうとしっかり協議した上でその経費等を決めていただきたいということで、私はその場を失礼してきたんですけれども。後ほど、担当とそちらのリサイクル会のほうと詰めまして、必要経費につきましても7円に決まりましたけれども、これも見積もりをとった上で資料も添付しております。見積もりをとった上で7円ということでその差額、必要経費を差し引いた8円をキロ数に応じて払っていただきたいと。ですから、自社処分されていた23年度で290トン、トータル三百何十トンやられた方につきましては、その必要経費を除いた8円掛ける幾らで協議会のほうに支払っていただいたと。

ちょっと我々も急いだというのは、その自社処分の方がいましたので、もう担当レベルではだめだということで私が12月5日に参って、そしてリサイクルのほうには12月19日に参って話を決めていただいたということでございます。

○志子田委員 もう1点、協議会から市への返還のことは……。

○志賀委員長 時間です。

佐藤委員。

○佐藤委員 短くします。簡単に、7分くらいで終わります。

それで、ちょっと参考までに、この間国の臨時議会が終わりまして、2カ月で40数本の法令、条例ですね、いろいろ決めたと。ところが、我がこの塩竈議会は今もう8カ月にもなるんですけれども、依然としてどンドンどンドン富士の裾野が広がってきて、きっちり基準をもっていかなきゃいけないということを私は考えています。だから、この委員の方が当局と参考人に質問するばかりでなく、きっちりこの委員会のあり方をじっくり議論しなきゃいけないというふうに思っておりますし、まとめ方も裾野じゃなく頂点を目指して集約しなきゃいけない、進め方をしなきゃいけないと思っております。

まず、この委員会の流れをちょっとお話いたしますと、6回の新聞報道……。

○志賀委員長 この場は質問の場でございます。

○佐藤委員 質問じゃありません。委員として質問するんです。だから、それは委員長に質問しますから、聞いてください。

それで、委員長に対してお伺いします。悪いんですか。

それで、6回の新聞報道の疑義が市民より出されて、行政の信頼と議会の監視がどうなっているのかということで問われて、我々も特別調査委員会を設置してきたわけでありまして。そ

して、この調査委員会は災害廃棄物の調査をするということで、ことしの5月から今12月、師走ですね、8カ月に及んで、この間中間報告2回、参考人招致2回、時間をかけてまいったわけです。この委員会に対して、マスコミも市民も今本当に声が聞こえなくなっておるわけでありまして。そして、この間の委員長報告の中で、委員長から「いつまでやっているんだ」という声があるという極めて重大な発言が示されましたので、私も全く同じ状況で、会派としてもこういう問題をどうするかということで、いろいろ議論してまいったわけでありまして。そして、やっぱりこの集約というか、回答を市民に示していかなきゃいけないんじゃないかというふうに決めてきたわけでありまして。

その根拠は、まず8カ月に及ぶ調査を今までやってきた。

- 志賀委員長 佐藤委員、質問になっていません。
- 佐藤委員 質問に最後します。だから、ちょっと長いだけです。
- 志賀委員長 質問だけしてください。
- 佐藤委員 だから、今まで8カ月にも及んできた。中間報告も2回やってきた。議会の調査は行政をチェックすることであるということの基本にしなきゃいけないんでありますけれども、何か今見ると契約した業者の仕事の内容までぐっと入っていくと、本来の行政チェックの議会のあり方がおかしくなってくるんでないかなと思っています。

今塩竈市民は、その現実の問題に生活に苦しんでいるわけですから、この問題ばかりじゃなくあわせて復旧・復興の取り組みを議会はやっていかなきゃない。そうしないと、いつまでも市民から「何やっているんだ」というふうになってきますので、私はこういう根拠に基づいて委員として、委員長としてこの委員会をやっぱり一応集約の方向に、回答を市民に出す方向にまとめていただきたいと思っております。

また、重ねてお伺いします。

- 志賀委員長 佐藤委員、打ち切ります。
- 佐藤委員 なして打ち切るの。その点を委員長はどう考えますか。（「質問でないっちゃ、そんなの」の声あり）質問ですよ、委員長に対して。委員会の進め方ですよ。
- 志賀委員長 菊地委員。
- 菊地委員 済みません。私からちょっと確認。
- 志賀委員長 ちょっと時間があれなんですけれども。
- 菊地委員 ちょっと延長してもらっても、させていただきたいと思います。

今議長さんが申されましたけれども、落としどころっていうのも考えていかなくちゃだめかなというふうな思いもありますけれども。ただ、我々特別委員会は行政をチェックする責任がありますので、そういった意味でその委員さん、委員さん、それぞれに感ずることを当局に質問しているものと私は思っています。

それで私は、浦戸の危険解体について前回質問しましたところ、今回107ページに前段説明されました例えば「浦戸-000019号」の件に関しまして、面積が違うんでないかと。登記簿になっているよりも多いんでないかというふうな前回質問させていただきました。そうしたら、今回このように表にされて上げていただいたと。これ、だからこういうのが質問されてから出てくるから、我々委員が「何だ、おかしいんじゃないの」と言うんですよ。そうすると、言われると実はこういうふうな例えば（1）の番号で言えばそのほかに1、2、3、4、4件ありましたよと、そういう説明今されたって、何回も言うんですが、何を信じて何を議論するんですかということなんですよ。

前回の委員会で、このことを私質問しましたよ。そうしたら、周りの解体をしましたという説明だったんですよ。そうしたら、今回このように表にして、「これがこうなって、この積み上げが資料ナンバー別冊3の平米数です」というような、そういう説明になるんでしょう。だったら最初からそういうふうにするにすればいいのに、何か言われてから「こうです」、質問されてから「こうです」。だから我々は何を信じて、この委員会でちゃんと市民に「こうでしたよ。行政はやっていました」と。指導管理、私の感想を言わせてもらえば、連絡協議会の指導監督というのは不足だったなという思いしますよ。ですから、そういうことがどうなったんだというような思いを込めて質問しているの。行政側が出してくる資料だって、後手、後手、後手じゃないですか。

それで今議長が心配して、市民からも「どうなんだ」って言われていますよ。だから、あり方だって、私はそう思いますよ。協議会は協議会の仕事のやり振りというのがあったかもわかりません。我々は、当初税金が本当に正しく使われたのかどうかということを市民から問いただされているから、それをただしますということで、こういう委員会をやったと思うんですよ。

それで、質問します。せっかく資料出されたんですが、本当にこれを見ればわかります。資料が遅い。あともう1点、この資料の中で本人のこの番号、中心となった人の番号よりも、なぜほかの解体の数が多いのか。その辺の疑念というか、理解しなさいと言われてもわかん

ないんですよ。皆さんは数字・データをちゃんと持っていて、これがこうだというからわかるかもわかんないんですが、数量的に言うと「000019」の122.65平方メートル。だけれども、そのほかの「本-209」142.11平方メートル、「291」なんか318.41平方メートル、多いんじゃないですか。だったら、こういう多いところでまとめて資料を本来であれば出すべきでないかなと思うんですが、その辺のデータの出し方、我々は何を信じてやればいいのか。そして、もしせつかくだったら、この「209」「291」「237」「97」というのがどの位置にあって合計したのか、その辺ちゃんとわかるようにしてくださいよ。

これで、ただやって信じてください、先ほど説明ではここの島以外のもやったように私聞いたんですが、そんなのあり得ないんじゃないですか。野々島だったら野々島の積算をするんだったら、私わかりますよ。それが例えば桂島のもつけ加えましたというんでは、「それを信じてください」っていったって、何を信じて何を議論して何を市民に正しく我々が説明するのか、そして理解してもらうのか、私はできないと思いますよ。不信ですよ。お答えください。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

きょう配付申し上げました107ページでございます。菊地委員おっしゃるとおり、一番中心となる建物、あるいは数量が大きかったものを主に添えて、それにそういった整理すべきだったのではないかとということでございます。今回お示している6件のうち、4件くらいはそういう形でやっていたんですけれども、そのものによってはちょっとそういったことではなくて、それによらないで整理してしまっている部分がございます。そういった点については、ちょっと事務的にもう少しやり方があったのかなというふうに思っております。

また東ね方の、私が当初説明しましたとおり基本的には解体撤去するに際して、そういった建物の周辺のものということでの取りまとめということもございましたけれども、23年度のこういった整備を行う際に個々の解体のほうの指示をしておりますけれども、解体申請・依頼書というものはいただいておりますけれども、島民の方々が解体依頼書に添付する書類のほうの整え方の手順がどうしても最後の最後までかかっているようなことがございまして、そういったものについてこういったところに一緒に整理させていただいているというようなことでもございました。そういったことから、島外の一部入ってしまっているというようなことがあったということでございます。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 こういう質疑、確認していくと、私は理解できない面があります。この当初の平米数、頼んだのは協議会が調査したんですよね。協議会から上げてもらったんですよね。だから、その上げてもらったのと、いわゆる撤去業務指示というのを出すときに、どういうふうな確認をされたんですか、じゃあ。撤去の作業の。協議会から、例えばこの番号が300平方メートルですよと言われて、その確認というのはなされたんですか、じゃあ。だから、協議会さんから資料が出されたものを、この番号でいうと全部「はい、わかりました」「わかりました」と言って積み上げた数字が、この「129」「10」「215」「19」「33」「172」とか「771」「33」「351」「39」の数量なんですか。ですから、この辺が行政で出されたものをこういうふうにチェックしましたというんで、ちゃんとやっていたというんだったらわかるけれども、資料によると全部協議会で、そしてその委託した業者にはからせたんでしょ、平米数何ぼあるって。それをうのみにしたというとあれだけれども、それを基礎として支払いの指示、金額なんかも決めたと思うんですよ。

ですから、出どころのデータの確認というのがあれば、金額も正しく払えるんでないかなというふうな思いがあるんで、ですからこのデータが1平方メートルとかそのくらいの誤差はあってもいいかなと思うけれども、なかなか登記簿の数量と最初違っていた、データの出し方が悪くてね。だけれども、それを全部うのみにしてくださいって言われたって、その業者さんが危険物の解体をお願いした塩竈市が受け皿となった協議会か民間の企業かわかりませんが、そこから出されてきた資料と登記簿に行って登記簿と合わせたのかどうか。その確認をなされたのかどうか、確認したいと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 菊地委員にお答えします。

まず、解体依頼書が上がってきて、それに基づきまして業務の調査依頼ということで、この23年度は復旧連絡協議会にお願いをして現地に入っていたということになります。そして上がってきた図面が、今お手元の資料のほうに入っているということになります。

先ほども部長もお話したとおり、ちょっと資料の整え方がそろわないようなところがあったり、登記簿謄本があれば登記簿謄本である程度の面積を確認させていただきます。また、登記簿謄本がない場合というのも、いわゆる未登記のようなものも仮にあった場合は資産証明等を添付したりとか、そういった形で確認をして、その当時やはり瓦れきの処理とか建物

の解体が進む時期でございましたので、環境課の職員も解体前とかあるいは解体中、あと解体後というような形で、現地のほうも確認させていただいているところがございます。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 確認の仕方というか、行政の用語で言えば検収というんですか、そういったものがなされたのかどうかという、それがなくてそして資料がある日突然「こうでした」って出されても議論のしようがないし、この委員会でせつかく理解を深めながら市民に何か説明できるものがあるのかなと、こう思って臨んでくるんですが、何か当局の誠意というのが全然私は見受けられなかったなという思いがします。今まで8回したって、何回したって。本当に残念ですよ。

終わります、私は。

○志賀委員長 ほかの発言。

ほかに発言なければ、これで……。休憩しますか。

暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

午後0時06分 休憩

---

午後1時00分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には資料名称、当該ページ等をお示しの上ご発言くださるようお願いいたします。伊勢委員。

○伊勢委員 午後の再質問ということで、行います。

それで、ちょっと私のところで資料の見誤りがありまして、皆さんにおわび申し上げます。資料でいいますと、(その7)の1ページのところで6,000トンで36人というふうに分別作業されておりました。私のほうで書き込みをして、千の単位をちょっと見落としまして、1,000人少なくなったということで5,306人ということの数のカウントをしてしまいました。委員長に対して、申しわけなかったと思います。これは、訂正しておきたいと思います。また、市当局のほうにも、取り扱いはそういうことでよろしくお願ひしたいと思います。よろしいですか。

じゃあ、引き続きでいいですか、質問。

それで、先ほど島民給与の関係で何点かお尋ねという形にさせていただいたんですが、それで資料No.4のところで、これは考え方についてなんですけれども、資料No.4の403ページから404ページのところで協議会の浦戸諸島の一次仮置場の決算書というものが示されております。13億7,287万3,950円、一応入金あるいは支払い日という額で同額なんです。

それで、実はこの一次仮置場あるいは建物の解体でしょうか、そういうことも含めて行うわけですが、過般の特別委員会の際に協議会の事務局長の千葉氏にお尋ねしたところ、この島民給与についての原資はあるというふうな答えでございました。結局原資がある、つまり元金と申しますか。そうしますと、災害復旧連絡協議会というのはこの同じページのところでも、353ページから354ページのところで事務経費1%ですかね、取り扱いの団体のわけですよ。いわばそれぞれの危険建物、廃棄物処理の関係。そうすると、事務経費と申しますか分担金と申しますか、そういうものでの会運営をやっている、よく前段の議論の中でも本来の法人ではない、任意の法人ということになっちゃうわけですね。

そうしますと私的に捉えて、これは災害復旧連絡協議会の決算ということで浦戸諸島が書かれていて、例えば上のほうでも7月分、403ページのところで7月分で、ずれはあるけれども東華建設さんのほうに70万四千六百何かがしと支払い日が書かれている。これは例えば作業員、この東華建設にかかわる作業員も含んでの決算ですよ。そういうふうには捉えてよろしいのかどうか、まず最初に確認したいと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 浦戸の一次仮置場の災害復旧連絡協議会にお願いした形になっておりますけれども、実質携わったというところでは今お話あった東華さんとか東北重機さんがございますので、そういった作業員というか人件費も当然こういった支払いの中に含まれております。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 この中には、島民給与というのは含まれていないというふうに考えてよろしいんですね。つまり企業さんの正規の従業員、下請があったにせよそういうことでいろいろな対処、そこの中の会社の従業員等というふうには捉えていいですね。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 私どもで聞いた範囲では、浦戸の島民についてはそういった各会員、

企業のほうの支払いとか収入ではなくて、協議会のほうでお支払いしたというふうに伺っております。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうですね、領収書も協議会になっています。そうしますと、私がちょっと疑問に思うのは、1%の協議会のいわば負担金で運営をしている。社団なき法人というか、そういう言い方をされるのですが。そうすると、島民給与というところの8千万円何がしのこのお金というのは、塩竈市でいうと歳入ということになりますが、それはどこに該当するのかなと。会はいくまでも通過点ですよね、通過点です。ただし、通過点ではなくてこの協議会が支払っているとすると、どこで先ほど言った8千数百万円のお金が入ってきて、協議会名から支払っているのか。もともと会はお金ありませんから、その辺の仕組みというのはどんなふうに認識し、捉えられているのでしょうか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 同じその資料の403ページに、右側のほうに支払いの内訳と会社名とかが書いてありますが、左側のほうに塩竈市入金額ということで7月からずっと9月以降ありますけれども、塩竈市が仮置場の管理業務の協定書に基づき、こういった本市から支払われているお金がございますので、こちらのお金のやりくりの中で島民給与が支払われているというふうに認識しております。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、この入金額の中に島民給与が入っているということですか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 そのとおりでございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、資料No.6の実績報告書というもの、別冊6ですね。先ほどちょっと前段お聞きしましたが、普通作業員、軽作業員、普通作業員というふうに捉えてもいいのかもしれませんが、それはどういうふうに確認をしていけばよろしいのでしょうか。平成23年のたしか7月から、平成24年の8月・9月までですか、8月ころまでのそういった実績報告書が月々単位で振られておりますが、その関連。こちらの関係とそこら辺の整理の仕方、島民給与との絡み、その辺について。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 それではちょっと別冊の6という、A3のこの別冊の6ということですね。じゃあ、こちらも含めてご説明いたします。

まず、今最初（その4）のほうの403ページ、404ページということでご説明させていただいておりますが、402ページ、その前のページごらんいただければと思います。402ページのほうで一次仮置場管理費（浦戸諸島）ということで、23年度の管理費が6億1,884万9,000円、24年度の管理費が3億1,909万5,000円ということでございまして、仮置場の管理費だけで見ますと23年度、24年度合計して、この下の①と書かれている9億3,794万4,000円という数字でございます。その下の②、③の瓦れきの処理、清掃ですとか、災害復旧連絡協議会のほうで危険建物業務委託の分とか、そういったものが全部合算されて13億7,200万円というのが、その次の403、404ページにまとまって整理しているようでございます。そして、先ほど担当課長言ったように、403ページのほうで7月分から、7月分はこれ23年度の7月分の浦戸の仮置場の処分費の委託料ということで、塩竈市から協議会のほうに7月分で2,646万円という支払いをさせていただき、それ以降毎月1カ月分の成果を確認しながらお支払いをしているというものでございます。

そして、ご指摘の別冊6のほうとの関係でございますけれども、別冊の6のこちらですと54ページのほうが23年度の7月分の実績報告書となってまいります。54ページでございます。こちら54ページの7月分の実績報告書、これは1日から31日まで休みも含めておりますけれども、それぞれの日にどういった重機を使い、55ページ側のほうでは普通作業員が何人出たかということで、それぞれ記載されておりますけれども、こういったものを7月分は、済みません、54ページだけですね。済みません、間違いました。7月分の54ページのところの中段より少し下のほうに、普通作業員が12名とか特殊運転手が8名とか一般運転手が6名というような形で出されておまして、こういったものを確認して、これをそれぞれ協定書に基づく単価表の単価を乗じて、そういったもので7月分なら7月分、2,646万円というのをお支払いしているわけです。

ですから今の普通作業員の人数、この中に島民の方が含まれている場合には、この協議会のほうから直接島民給与ということでこの2,646万円を原資に、7月分をある時期払ったと。それがまとまった形で、こちら歳出の決算になっておるようでございまして、1回目の給与の支払いは24年の4月4日に7,000万円ということでお支払いをしているということでございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、その浦戸の仮置場の関係の普通作業員の分、今1つは7月の分という1つのパターンで、月で言いましたが、この中に人数とそこら辺がカウントされているということですね。

もう一つ、例えば7月という角度で捉えますと、先ほど東華建設の関係で70万円、あるいは東北重機で616万円ですか、こういうふうな金額になっておるようですが、この例えば7月には、あるいは8月にちょっとずれ込みますが、この実績報告書の中にはこの企業さんの普通の従業員の方々の給与体系というのはカウントされているんですか。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 403ページでいえば、一番上のところの支出のところは東華建設さんに704万6,734円、あるいは東北重機さんには616万3,500円ということで、これは恐らく7月分の両社に対する仮置場の支払いではないかとちょっと思われます。詳細には、ちょっと先ほど申したように瓦れきの清掃処理とかも含まれていますので、多分は今言ったように仮置場の分ということでお支払いしていると思いますし、この中に恐らくは重機さんの直接の従業員の方とかの分の経費が含まれているというふうに思われます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、先ほど原資はこの403ページのところの、塩竈市からの入金額が原資だというふうに捉えても差し支えないと思いますね。そうしますと、先ほどいろいろな質疑の角度でつけ合わせをしなければならぬと。分類はしなきゃいけないですね、つまりある企業の従業員の働いたその月の数、それから島民給与としての支払いの形態、その辺は前段市長のほうからもつけ合わせをするということですが、それらの精査はしないと実態は「と思われる」という小山部長の答えですので、「と思われる」では困るので、そこはしっかりやっていただいて、ひとつ議会のほうに示していただきたいと。わかりました、検収とそこら辺だということですね、浦戸諸島のね。

ただ協議会の支払いは、結局そうするとこの浦戸諸島の入金の関係は、協議会にも支払ったということなんですか、これ。そういうことなんですか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 403ページ、もう一度ごらんいただきたいと思いますが、例えば7月分の一番最初に書いてある2,646万円ですね。これにつきましてはここで書いてある入金日

というのは塩竈市が復旧連絡協議会に送金した日付と一致しております。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 ちょっとこの表が、恐らく誤解を招いているのかもしれませんが。7月分です、ね、塩竈市入金額というのは塩竈市が、これはももとの相手方は協議会ですので、復興協議会のほうにお支払いしたのが2,646万円で、その協議会のほうが塩竈市から入金した日が23年の8月26日ということで、ここまでで一旦入金の表は終わりなんです。この右側のところは支払い金額ということで、会社名がちょっとここで、一番上東華さんって書いていますが、これは協議会が東華さんに支払ったのが704万6,000円で、支払った日付が8月31日だということなので、これ同じ行に書いているので、あるいはこの入金の2,646万円というのを東華さんが入金したというふうに多分受けとめられている方もいらっしゃるかもしれないですけども、そうじゃなくてここはどうも支払い金額から右側の分だけが、企業さんに対するお支払いだということの表でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 その辺ひとつ確認をさせていただいて、いずれにしても協定が前提でやるんですが、素人で考えても例えば島民給与だったら1つの企業が、請負をした企業が例えば島民の人たちにこの給与、瓦れきの分別作業しますよというので、本来はやるべき仕事なんではないのかなというふうに私的には考えるんですが、何で協議会がわざわざ協議会名で島民の人たちに島民給与なるものを支払ったのか、その辺がどうもわからないんですね。本来は協議会で、確かにお金を協定で結んで委託されて、受注した企業から、請け負った企業から、そこから従業員なりあるいは島民の人たちの給与体系というのが本当なんじゃないかなと思うんですが、そうではないですか。協議会は、あくまでも法人なき人格なき集団というか、ですよ。ですから、本当は金銭の取り扱いはいくまでも通過点、わざわざお金を1つのプールといいますか、そういう形にして支払うべきものではないんじゃないかというふうに思うんですが。

○志賀委員長 その辺についてはどうですか。

○伊勢委員 わかんなければ、いいです。

○志賀委員長 協議会のあり方っていうのは、人を雇ってやるのかどうかということですね。

佐藤市長。

○佐藤市長 繰り返しご説明をさせていただいておりますが、浦戸の瓦れき・危険家屋解体については、塩竈市としては協議会と契約をいたしておりますので、あくまでも支出については

協議会に支出するというのは、これは当たり前のことではないのかなというふうに思っています。そこまでの責任は、塩竈市としてしっかり果たしているということをご理解をいただければと思います。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ひとつそういうことでの確認は、改めてさせていただきます。

次に移ります。浦戸の野々島地区の被災解体の関係の資料が、107ページに出ております。そこで、前段菊地 進委員のほうからも「おかしいんじゃないか」という話が出ておりました。それで、私も前段の特別委員会で「まとめたの解体なんです」ということでの答弁がありましたので、随分差があるんだなということでの指摘はしていたつもりなんです。実はきのう清掃工場のほう、環境課のほうに伺っていったんですね。そこでちょっとびっくりしたのは、さっき島の関係で例えば番号で言いますと「000291」が寒風沢なんです。寒風沢の島民の方。それから、(2)の「478」が寒風沢なんです。それから「000007」が桂島、「000009」が桂島、下の「853」が寒風沢。そして(4)の「959」が、これも寒風沢。そして、(5)の「414」も寒風沢。このくらいのいわば野々島と言われているものの中で、実は危険解体の関係でこのくらいのほかの島の方々の扱いがされているというのが1つありました。

もう一つ驚いたのは、書類が非常に簡素というかシンプルというか、例えば書類見させていただいたんですが、あったのは番号がありました、ファイルにね。名前もありました。住所もありました。で、あったのは図面と平米と写真と同意書と法務局ないしは資産の塩竈市の写してみたいものがある、申請して解体しなきゃいけないというのはそれはわかりますけれども、あれ、こういう方法で果たして書類の手続上はよかったのか私はわかりませんが、例えば「000019」の方なんかは起案から始まって、事前調査みたいのからずっと始まって、1件1件ごとのそういう書類で結構厚いものになっているんですよ。だけれども、今述べたその下につながる「209」から「97」ですか、あるいは同じ2表目の「32」から「478」、それから3段目の「7」から「853」、そして隣の(4)の「21」から「171」、それから(5)の「414」から「24」、そして(6)の「31」から「958」と、同じようなファイルといっても、本当に図面と同意書と罹災証明、あと平米、写しただけなんです。

こういうやり方は、もちろん当時の被災状況ですのでやむを得ないと言えやむを得ないんでしょうけれども、随分簡略なもので、解体するためには相当の文書を出しているはずなん

だけれども、なぜこういうふうな措置になったのか、ちょっとお尋ねしたいと思うんです。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 浦戸の解体書類の中の件数で、ちょっと書類が整っていないのではないかというお尋ねでございました。

先ほど産業環境部長も申したとおり、やはりなかなか書類が整わない状況の中で、やっぱり23年度中にも査定もございまして解体を急ぐという関係で、最低限所有者の同意をとりながら、この辺は被災者の方の意向を酌みまして、解体をさせていただいたという経緯がございますので、ご理解をお願いいたします。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そういう書類というのは、例えば国あるいは関係機関でしょうね。塩竈市が事務的には現場で扱っているわけですが、関係するところ県なり国、そういうものの指示なり、あるいは「そうしてもいいよ」というものの関係で成り立っているのか。あるいは、塩竈市としての判断でやっているのか、その辺だけちょっと確認させていただきます。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 お答えします。

まずこの解体につきましては、危険建物の解体支援運搬要綱という形で、市が定めた様式に基づいて行われているものでございます。そういった中で、いろいろな添付書類等が必要になってくるわけですが、今言ったようなさまざまな事情から必要と認める形で解体を行ったと。あとこの間もお話し申し上げましたけれども、環境省の建物の解体の取り扱いの中で、「市がそういった危険とみなす建物」は「解体の対象とみなす」というような引用で解釈がございましたので、そういったものにも照らし合わせまして解体を行ったということでございます。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そういう要綱並びに環境省の「みなす」といいますか、みなし的なものの解体というようなことで捉えていいわけですね。改めて確認します。以上です。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 おっしゃるとおりでございます。お願いします。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 私からも、2点ちょっと質問させていただきます。

別冊資料1なんですけれども、東日本大震災中倉埋立処分場、全部の処分場の第5条なんですけれども、おのおの協定書を結ばれたということできちんとされているんですけれども、第5条の支払い方法なんですよね。「甲は前条により報告を受け、内容を確認後、乙が業務に要した費用を業務を行った月末締め翌月末までに支払いをするものとする」と。

私が考えるにですけれども、会計で間違えていたら失礼なんですけれども、月末に締めて新しく翌月支払いをするというときに、処分場ごとに支払うものが正しいのか、災害復旧協議会一本で払うのが正しいのか、ちょっとお伺いしたいんですけれども。よろしくお願ひします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 協定書がそれぞれの仮置場ごとに協定を結んでおりまして、それぞれの協定書に基づいてそれぞれの仮置場の業務報告が出ておりますので、支払いについてはそれぞれの仮置場ごとに分けて支払いを行っております。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 ということは、月末まで締めたら翌月全て同じ日に支払っていくんじゃないかって考えるんですけれども、違うものなんですか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 協定書にもありますとおり、前月の報告を翌月の10日に業務報告をして、支払いを受けるというような協定書の中身になっておるようでございます。ただ、私も前にお話ししたように、あとは参考人招致でもどなたかがお話ししたとおり、実務というか現場の作業の業務のほうが大変で、なかなかそういった支払い手続業務のほうに手が回らなかったというお話でしたので、市はその請求書を待っておりましたけれども、最終的にそういった形で、来た段階でお支払いをしていったという状況でございます。以上です。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 契約書があつて、仕事があるんだろうと思いますけれども、業務があつて仕事をしていたのかなって感じるんですね。そこが、多分今回の問題の根幹なのかなという気がしていたものですから、約定書を取り交わし仕事を委託し、それをきちんと履行し、それを確認して支払いしていくと。そうすると、いつだりかんだり請求書上げたら、いつだりかんだり払っていたのかということになってしまうんですよ。それは、書類の請求書の日がわからないものですから、そういう期日がわからないですから、そういうことになるんですけれども、

現実そういうことでよろしいのかどうか、ちょっとお伺いしたいんですけれども。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 やはり、協定書に基づいて請求をいただき、それで協定書に基づき支払いをするということが基本だと思います。そのとおりでございます。しかしながら、当時の状況ということで先ほど課長申したとおりで、そういった請求が上がらないというようなことで、あるいはそれを確認するというで時間がかかる等々で、そういった期日に払っていない部分も現実にはあったということだと思います。以上です。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 発災当時であったり、いろいろなことがあったりしたときはわかるんですけれども、1年たって、あるいは年の暮れ、そういうことになってくると、そうじゃないんじゃないかと。ある程度時期は落ちついてきていると。油がなかったり、ライフラインが復旧していない状況であれば、そういうことも考えられますけれども、きちんとした物の考え、約定があって契約があって、それで仕事があって履行していく。そして、もう一つ私が思っていたのは、災害復旧協議会という1本のところが支店を5つ持っていた。要するに、解体部門ですよ、浦戸ですよ、越の浦ですよ、中倉、あと新浜ですか、この5つの部門も別々に請求を上げているという意味が、理解できないんですよ。彼らが1つの会社であれば、それをトータルで出して書類を出せば1本の支払いで済んだらと思うんです。

それで、私がちょっと懸念しているのは、役所がそのトータルの仕事の何億かになったときに、支払いを1本にできないような会計処理なのか、ちょっとお伺いしたいんです。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 田中委員より、会計処理の件で質問ございました。先ほど来、本来支払いについては約定に基づきお支払いすると。その約定は中倉、あとは杉の入、あるいは浦戸と、それぞれ個々に単価契約を結んでおりますので、請求はそれぞれ分かれてくるというのはご理解いただけたと思います。支払いについても、やはり分かれてくればそういったような形で支払いを個々にするということになります。

一方、本来翌月の何日までというような約定でございますので、本来請求あれば市としてもしっかりとお支払いしなくちゃいけません。それが上がってこなかったという部分については、我々の思慮不足もあったかもしれませんが、協議会のほうの都合もあったんだろうかと思えます。特に23年の発災した年度でございますが、私も業界の方々、個々の業者のほうか

らも支払いしていただけないだろうかというようなお願い来ました。特に8月のお盆のころです。私も担当のほうには、「何とかお盆を迎える前に、少しでもお金を支払おうや」ということで、会計のほうにもそういったような書類整ったら、すぐに支払うことということで、そういった指示も出しておりましたが、一部おくれた部分、あるいは大変おくれた部分があったということは事実でございます。

ただ、我々としても本当にそれが整えばすぐにでも働いていただいた業界の方々にお支払いするというようなスタンスは持っておりました。以上であります。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 いろいろな大変な中での作業だったんで、いろいろなケースが考えられます。私が今回この災害協議会とのいろいろな一連のこの委員会で感じていることは、誰かが書類をきちんと見ていたら、これほどの問題にならなかったんだろうと。支払いももしかしたら、協議会の部門別のものをトータルで上げて、それを精査して1本で請求する仕組みを誰かが提案していたらそのようになったら、各支店がばらばらに請求を出してばらばらに支払うという状況が存在しなければ、きれいにきちんと流れていくんじゃないかと。ただ、その1本の契約が独立しているからということですから、単価が違う、それほどこの業界でもあることだと思います。支払いが1本であれば、もし1本にできる作業ができれば、簡単にできて済んだことじゃないかと思っています。今だから言えるかもしれませんが、そういう物の考え方、きちんとした。そうすることによって、請求書の問題であったりいろいろなもの、業者の人たちの請求の対応であったり、全てが変わってきたんじゃないかと思います。今後またこういうことがあると思うので、そういうことも考えてしていただきたいと思います。今のは意見なんで、あといいです。

ただし、最後に1件だけ。野々島の23年3月11日以前にどのくらいの家屋があり、流出した家屋はどのくらいで、解体した家屋はどのくらいで、今現在どのくらいの家屋が建っているのか、ちょっと教えていただきたいんですけども。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 ただいまのお尋ねにつきましては、ちょっと資料を作成しないと出てこないの、あとお知らせ申し上げたいと思います。お願いします。

○志賀委員長 田中委員。

○田中委員 よろしく申し上げます。それがわかれば、先ほどいろいろな意見が出されているこ

とが消滅していくんじゃないかと思うんで、そういうことを精査していけばいいのかなと感じたものですから、質問しました。よろしくお願ひいたします。終わります。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 先ほど昼休みになって、委員長にお願いしてやったんですが、ちょっと確認することがありましたんで、お願いしたいと思います。

野々島の危険家屋解体関係についてなんです、いわゆる資料別冊3の面積と、あと解体・撤去業務指示数量の差というのが、私はいまだに理解できないんですよ。それでどの欄を見ても、いわゆる別冊3関係の面積で基本的にお金を支払いというか、請負金額がその数量でなされている。しかしながら、実際に解体された数量が照らし合わせていくと若干違うように思うんで、その辺の確認をどうなされたのか。最初にもう数量出たから、そのまま全部支払ったんだよというのか、でも後で見ていると金額が少な目のところもあるところもあるんですけども、その辺のほかの解体も寄せ集めた金額ですよと、最初の別冊3のトータル解体のはね。

だけれども、実際に撤去業務指示の数量というのは、この数字でいうと215番、あと違っているのが10番、129番ですね、172番は合っていると。あとは33番なんかそういった違いがあるんで、その辺先ほど来資料出された7で「こうです」って言っても、これもあるけれども指示数量と精算数量っていうの、これも合わせていくと合わないのがあるんですけども。思いやりを持って一番高い、数の多い平米数にもうお金払っちゃったよというのか、その辺どういった確認でお金払ったのか、それだけお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 菊地委員の質問にお答えいたします。

まず、指示と精算でちょっと数字が一致しないところがあるのではないかというお尋ねでございました。指示の段階でちょっとなくて、解体で全部精算ということで、数字が面積が出ているものもございますし、あと例えば108ページの(5)の真ん中、「本-000414」のケースですと、150ページにその414の図面がついておりますけれども、当初は上の居宅105.95平方メートル、あとはそれに載っております2階の42.56平方メートル、これを解体しようかというようなお話で進んでおりましたけれども、結局実質解体するに当たって下の倉庫のところも24.8平方メートル(RC造)ということで、こういった形で追加で解体をして面積がふえているものもございます。

その当時のいろいろお話を聞きますと、解体申請書は当然島民の方も出しますけれども、やはり状況がまだまだ自分でも把握できていないということで、全部取り壊そうか、これは残そうかということで、かなりいろいろあったようでございます。最終的に取り壊す予定でなかったものを、やっぱりそいつも壊していただきたいとか、あるいは壊す予定であったものを結局これは残したいというような形で、増減がいろいろあったということは伺っております。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 今回の例示された108ページの5番の件なんですけど、最初の別冊3でいうと、こちらでは精算数量というのが516.1平方メートル、でもこっちの解体のほうは529.1平方メートルなのね。だから、こういう出されている表の数字と合わせていくと不都合があるんで、なぜそういうふうな不都合が今みたく実際解体したら物置の24.8平方メートル足したんだよとかって、そういうふうにわかってトータルで516.1平方メートルってなったんですよって説明されるんだけど、でも最初には別冊3の資料でいうと529.1平方メートルなのよ。だから先ほども言ったんだけど、どれを信じて議論したらいいのか、ちょっと私も悩むんですよ。

そして、この金額で支払いが全戸されていったとすると、積み積み積もれば大切な税金が出されたんでないかという、そういう思いがありますんで、やっぱり先ほど来協議会から請求されたものは出しますよというけれども、その協議会から出された資料の検収の仕方をどうしたのかというのが、一番のこの問題かなと私は思っています。だから、資料がこういうふうにあっち行ったりこっち行ったりすると。あと、今回うちらほうの鎌田さんが資料要求しますけれども、そういった意味で我々が納得して「ああ、よかったね」というような議論で私は終わらせたいんですけど、なかなかそれが終わりづらいというのが大変さっきも言ったんですけど残念だし、こういった委員会を開くに当たって本当に市民の方「エーッ」と思いますんで、本当に私はちょっと悔しい思いますし、その辺がすっきりしない限りちゃんと業務がなされたと承認しがたいなというふうに思いますんで、私の考えが「いや、10平方メートル、20平方メートル違ったっていいんでないの」という考えなのか、「ちゃんとした処理をしたよ」というのか、その辺ご回答あればお願いしたいと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 お答えいたします。ちょっと全部のお答えになるかどうか、あれですけれども。

先ほど菊地委員からお尋ねのありました（その6）の資料の184ページが、先ほど私のほうでも申し上げました「本-000129」の精算設計の数量表でございます。184ページです。一番上が木造の解体の単価の項目でありまして、こちらで491.3平方メートル、これが指示数量で出ましたけれども、先ほど来お話ししているとおりのRCの建物解体がその2段下に24.8平方メートル、これが追加解体となったものですから、この491.3と24.8平方メートルを足して、今回の516.1平方メートルというふうになって、精算してお支払いをしているということでございます。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 かみ合わないのが、資料の別冊3の面積というのでやっているのね。ページ数がね、まあいいや、その当初の別冊3の面積がそういうふうになっているよということなんで、解体金額からすると違うんじゃないのということなんですね。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 済みません、別冊3のというのは6月10日の資料の別冊3、別冊4のことで……。済みません、その五百何平方メートルと委員おっしゃるところが、済みません私まだ把握できていなかったもので、差し支えなければその辺もう少し教えていただければと思います。恐縮でございます。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 いっぱい合わせていくと、本当に私も混乱するくらい違うんですよ。番号「本-215」でいうと、これも729.4平方メートルが若干だけれども合わなくなっているのもあるし、あとこっちでいうと、だから何か数字を合わせていくとちょっと違うやつが、あと33番にしても合わないところがあるんで、その辺どういうふうに合体したよだの何だのっていうのもあったみたいなんだけれども、何かちょっと我々出された資料でチェックしていくと、合わないところがあるということなんだけれども、私の表の見方が違っていたのかしら。

別冊3の数字と、結局指示数量が違うのがあるんですね。それは、何に基づいて出したのかということですよ。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 ちょっと大変恐縮でございます。その当たりちょっとどの数字で、どういった不都合生じているのか、大変恐縮ですがちょっと後でその辺お越しいただいて確認させていただければと思います。ちょっと今私どもでその辺なかなか補足しかねております。恐

縮でございます。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 お越し賜りますので、終わります。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 先ほど小山産業部長からご答弁あった資料を、ついでなんで使いたいと思いますが、別冊6の54ページ先ほどお示しになられたんで。簡単な質問なんですけれども、この普通作業員、毎日12人なんですけれども、この普通作業員の中には先ほど言ったように島民給与なんです、島民、それから島民以外の人、そして先ほど委員長からご指摘あったように企業の人、企業の下請の人、全部合わせてこの12人、12人、12人、12人という数字なんですか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 高橋委員のご質問にお答えします。この実績報告表に入っている作業員単価は、今おっしゃったとおりの数の合算ということになります。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 それで、やっとわかってきたんですけれども、そうしますと当初は島民給与と言っていたのが、島民以外の人も入っているんでこういう数字になるんだよと。偶然同じ12人に、雨が降ろうが風が吹こうかなるんだよと。今度は、業者企業とあるいは下請、数合わせですよ、入れて12人にならずような、いい言葉かどうかかわかんないですが業者の裁量が非常に大きく人数設定ができると。悪く言えばごまかせるような範囲がここで設定できるということは、私は十分考えられると思うんです。それで、その点については後で詳しい資料を最後要求したいと思いますけれども。

先ほどの佐藤委員、それから菊地委員の思いも踏まえて、私も感じるところあるわけなんですけれども、確かに調べる点は今私質問したようにどんどん広がっていることはもちろんなんですけれども、ただ全体の特別委員会の進め方としては、私論点、問題点は逆に集約されてきていて、ここでうやむやに収束を早めるなんていうことをすれば、逆に市民の不信感のほうの裾野が大きく広がると、こういう事態に私はなると思っております。そういう意見だけ述べて、あとは最後に資料請求をいたします。以上で終わります。

○志賀委員長 ほかに質問ございませんか。ほかに発言ございませんか。

各委員に申し上げます。付議事件2、東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況について、資料の追加要求がありましたらご発言願います。伊勢委員。

○伊勢委員 1つは、島民給与の関係でいろいろつけ合わせをするということですが、できるならば島民給与自身の原資ということを精査したいので、関係する通帳のコピーなどが提出が可能ならば、していただきたいというのが1点です。

それから、あと島民以外の普通作業員の、これはつけ合わせするって言っていますから重なるかもしれません。普通作業員の人数、軽作業員の人数ですね、そして企業名、さらに先ほど島民給与に含まれていたヘルメット、マスク、そういうものの領収書の写し等々お願いをしたいと。

そしてあと一次仮置場の、先ほど災害復旧連絡協議会の関係で資料が照会されました、要するに入ってくるお金、浦戸の関係ですね。そこで一応金額は出ているんですが、入金や支出しているお金についてのコピーが出るかどうかね。要するに通帳等のコピーが出るのかどうか、その辺の関係で請求をしたいと。

2つ目は、災害復旧連絡協議会の議事録そのものを提出していただきたいということです。10月30日の日にその後で出ているのは定例会の式次第的なもので、議事録出ていませんので、これは災害復旧連絡協議会の報告会の際の議事録出ておりました。ということは、裏返して言えば都合9回開かれた議事録については出せるということです、議事録本体を出していただきたいと。

3点目は、野々島の関係です。先ほど浦戸地区の被災建物解体の関係で「000209」から「97」とかずっと6項目ありました。書類等を見させていただいたので、同意書、申請書、それから法務局、それからそれにかわる関連資料。そして、もう一つは受注した請け負った企業がどうも書類を見てもはっきりいたしません。判別いたしません。そこら辺の企業が、どこが請け負ったのか。そういう資料を提出をお願いしたいと思います。

○志賀委員長 もう1回ちょっと確認させてください。頭から、ちょっともう1回言ってもらえませんか、済みません。

○伊勢委員 1つは、島民給与の原資となるべき関係書類です。つまり入金通帳、それから支出通帳のコピー、よろしいでしょうか。

○志賀委員長 入金と支出のね、はい。

○伊勢委員 それから島民給与の関連で、島民以外の普通作業員の人数。軽作業員の人数と企業名、よろしいでしょうか。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 私のほうからも、資料を要求したいと思います。

まず1点は、浦戸家屋解体・瓦れき処理に関する下請業者からの全ての日報。これは、請求書の根源となるものとしてこれを要求したいと思います。

それから、次に平成24年7月までは2トン、4トンということでごみの受け入れ記録をとっているわけですが、8月以降についてはスクラップ何立方メートルとかコンクリート何立方メートルという形に変わってきましたけれども、この際これを市当局ではいわゆる精査をきちんとしているという回答なわけなんです、この精査しているもとなった資料ですね。もとなった資料を提出をいただきたいと。

3点目として、私がきょう質問した一番最初の市内の全壊、大規模半壊、半壊、一部半壊、あとは一部破損ですか、これの件数、全体的に何件あるのか。それが、その内訳としてこれが津波による被災数が何件なのか。分類ですね、津波なのか地震による被災なのか。そして、この中でそれぞれの修理といいますか解体の件数も、合わせて整理をしていただきたいと。それは、いわゆる津波での被災で解体なのか、それから地震での被害での解体なのか。それぞれの全壊から、一部損壊は別として半壊くらいまででしょうか、お願いしたいと思います。

それから、流出家屋の一覧表もお願いしたいと。いわゆる津波による流出家屋の一覧表です。

それから、もう一つは全壊とか半壊とか大規模半壊でも、いわゆる壊さずに修理をされた家もあるはずなんです、その修理で済ませた家についての一覧表も欲しいと。

それから、最後に菊地委員が質問された危険解体の合体した部分ですね、資料の(その7)の107ページ、108ページですか、これについての合体した部分のそれぞれの地図をお願いしたいというふうに思います。

以上、1、2、3、4点ですか、大きくは。よろしく申し上げます。

○志賀委員長 そのほか、ございませんか。

ただいま要求のありました資料について、当局において確認をお願いいたします。内形副市長。

○内形副市長 ただいま要求ございました、2人の委員からございます。まず、確認させていただきます。

まず伊勢委員のほうから、大まかには4点かなと捉えております。1点目については、島民給と関連の通帳、いわゆる収入・支出の内訳。さらには、そのいわゆる人件費にかかった分の普通作業員の人数、島民あるいは島民外、それを企業名ごとにとということでいただきました。

た。さらには一次仮置場の入出金状況、いわゆる市役所からの入金とあとどういった支出になっているのかと。また、3点目は協議会の定例会の議事録、いわゆる開催日だけ我々ただいでいたもので、それを委員会のほうに示しておりますが、これは定例会の内容、議事録をお知らせいただきたいと。それと、これは鎌田委員とも関連するかもしれませんが、4点目は浦戸の部分で合体して支出した部分の実施した企業名を教えてくださいということで、4点に大きく捉えております。

そのうち、1点、2点、3点目につきましては、協議会のほうで有している資料・データでございますので、これは提出可能かどうかについて確認の上、提出いただければ提出させていただきますと思います。また、4点目につきましては、こちらは市として調製でき得る状況でございますので、これについては日にちを定めまして提出させていただきますと思います。

次に、鎌田委員のほうから要求ございました。大まかには4点と捉えています。1つは、浦戸の家屋の解体や瓦れき処理の日報について。2番目は搬入記録、いわゆる有価物の搬入記録ということでよろしいですね。有価物の搬入記録についてと。3番目につきましては、市内の家屋被害の内訳といたしまして津波なのか地震なのか、そして被害の程度、そして解体の内訳、解体に至った件の内訳。これらについてはそれぞれ個人所有の家屋でございますので、公共で持っているあれでしたら1件1件の住所ごとにはできますが、このあれにつきましてはトータル件数でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）それと、流出家屋の一覧ということでございますが、これにつきましてもトータルで出させていただきますと思います。（「場所くらいは入るんですか」の声あり）地域別ですか。（「はい」の声あり）地域別、可能な限り整理した上でやらさせていただきます。4点目については、家屋の修理の状況ということでございますが、公費で52万円、一部修理ということで出している件もございしますので、これらを中心として出させていただきますし、（その7）で出しました野々島の部分でグループ化した部分のそれぞれ地図を出してとの要求がございました。これについても、対応させていただきますと思います。

以上、これらにつきましては改めまして提出日、整い次第、改めまして委員長のほうにお諮りをしながら、提出させていただきますと思います。以上であります。

○伊勢委員 ヘルメット・マスク、備品等の関係の領収書ということで、島民給与の絡みで、ちょっと副市長からの話が抜けていましたから。

○志賀委員長 もう一度、済みません。

○伊勢委員 島民給与の絡みで、ヘルメット、マスク等の備品などの領収書等々ということですね。

○志賀委員長 よろしいですか。内形副市長。

○内形副市長 改めて資料の要求ございました、伊勢委員。ヘルメット、あるいは手袋、マスク等々についてにかかった経費ということでございます。これについても、我々の資料ではございませんので、確認をした上調製させていただきたいと思います。以上であります。

○志賀委員長 ほかにございせんか。佐藤委員。

○佐藤委員 30分あるらしいから。

今いろいろな資料請求出ましたけれども、こういうふうにどんどんどんエンドレスというか、こういうやり方は、委員長としてはこういうやり方を1円たりともオープンにするというか、疑問点はどどんやるという考えなのか。委員長にお伺いします。

○志賀委員長 お答えいたしません。（「なして」の声あり）

お諮りいたします。資料については、ただいま市当局からの回答ありました内容で要求することにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 異議なしと認め、さよう取り計らうことに決定いたしました。

以上で本日の会議は終了いたします。

午後2時02分 閉会

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長 志賀勝利